

令和6年度

薬務行政概要



埼玉県保健医療部薬務課

本誌の掲載内容について

次の項目には、令和6年度のデータを掲載しています。

👉 予算概要(8～13ページ)

その他は、各項目にデータの時期を掲載しています。

目次

I 総括	1
1 組織	1
2 所掌事務	1
3 職員	2
4 担当別事務分掌	2
5 附属機関等	3
6 令和6年度 当初予算の概要	8
II 医薬品医療機器等法及び薬剤師法の施行	14
1 薬局等医薬品販売業等の状況	14
2 医薬品等製造販売業及び製造業の状況	16
3 薬事監視指導	18
4 薬事講習会	28
5 ジェネリック医薬品	29
III 薬事工業生産動態統計調査	30
医薬品等の生産金額の推移(出典:薬事工業生産動態統計調査(厚生労働省))	30
IV 薬局のかかりつけ機能の強化推進	32
1 医薬分業の現状と課題	32
2 薬局のかかりつけ機能の強化推進の状況	32
3 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局	34
V 毒物及び劇物取締法の施行	35
1 毒物及び劇物関係施設の状況	35
2 監視指導	36
3 農薬危害防止	40
4 危険物運搬車両の指導取締結果	41
5 毒物劇物関係講習会開催状況	41
VI 麻薬及び向精神薬・大麻・覚醒剤取締法並びにあへん法の施行	42
1 麻薬及び向精神薬関係	42
2 大麻・けし関係	54
3 覚醒剤関係	56
4 薬物乱用対策	59
VII 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行	64

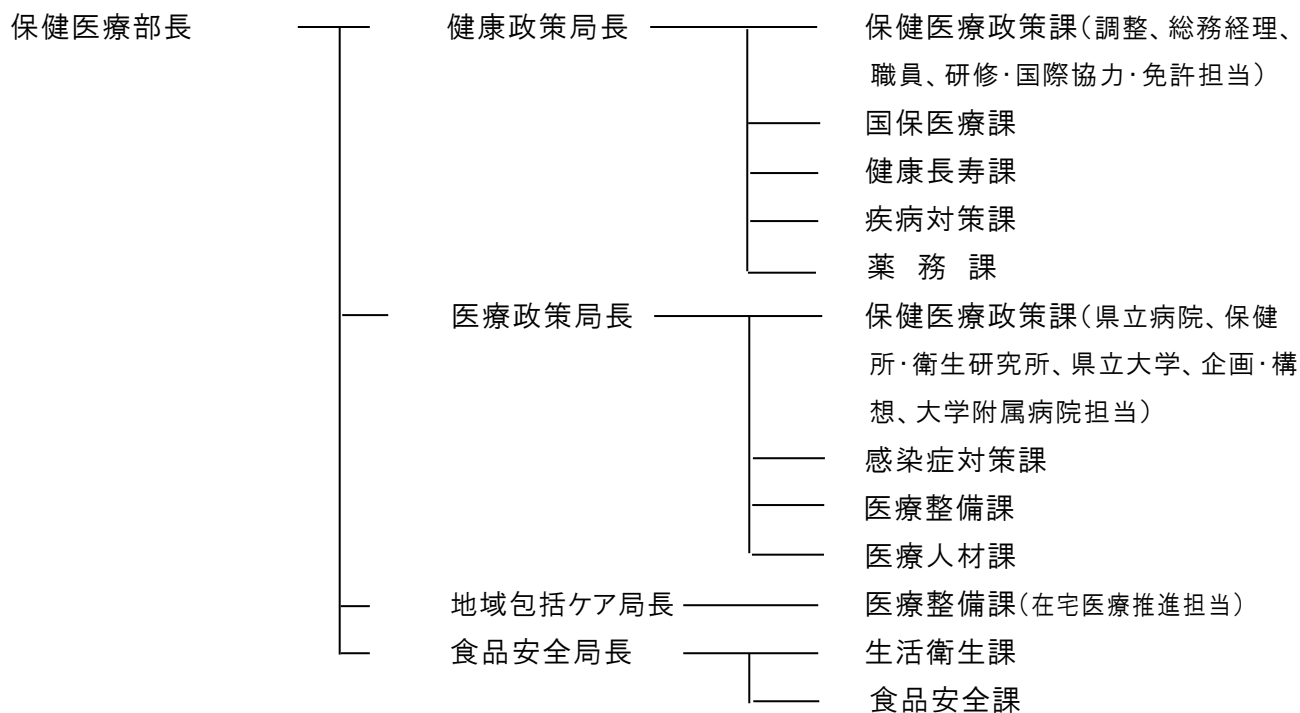
試買検査結果	64
VIII 抗毒素類	65
1 抗毒素類の備蓄	65
2 インフルエンザワクチンの安定供給	65
IX 献血推進対策	66
1 献血推進の概要	66
2 血液事業実施状況	66
3 献血推進状況	68
4 供給状況	70
X 医薬品の安全対策	71
1 薬事相談業務	71
XI 温泉法の施行	73
1 環境審議会温泉部会の開催状況	73
2 温泉法に係る許可等の状況	73
XII 災害対策用医薬品等の備蓄等	74
1 倉庫備蓄	74
2 ランニング備蓄	75
3 災害時の供給・応援に関する協定	75
XIII 業界団体の指導・育成	77
第52回埼玉県薬事衛生大会	77
XVI AED(自動体外式除細動器)の普及推進	78
1 AEDの設置促進	78
2 救命講習の受講促進	79
3 AED設置情報の公表	79
参考資料（主な規則・要綱等）	80
埼玉県麻薬中毒審査会条例	80
埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例	81
埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則	87
埼玉県環境審議会規則	88
埼玉県地方薬事審議会規則	90

埼玉県薬物乱用対策推進会議設置要綱	92
埼玉県薬物乱用防止指導員設置要綱	94
埼玉県献血推進協議会要綱	95

I 総 括

1 組 織

令和6年4月1日現在



2 所掌事務

保健医療部薬務課においては、次の事務を所掌する。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行(試験、登録及び動物用医薬品に関するものを除く。)に関する事。
- (2) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事。
- (3) 献血の普及啓発活動の実施、献血の組織化及び献血受入体制の整備に関する事。
- (4) 毒物及び劇物取締法の施行(試験に関するものを除く。)に関する事。
- (5) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚醒剤取締法の施行に関する事。
- (6) 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の施行に関する事。
- (7) 薬剤師法の施行に関する事。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関する事。
- (9) 薬事経済調査等に関する事。
- (10) ワクチン及び治療血清類の管理に関する事。
- (11) 温泉法の施行に関する事。
- (12) かかりつけ薬剤師・薬局に関する事。
- (13) 自動体外式除細動器(AED)の普及推進に関する事。

3 職 員

令和6年4月1日現在

職 名	課 長	副課長	主 幹	主 査	主 任	主事・技師	非常勤	計
人 員	1	2	5	5	15	7	7	42

4 担当別事務分掌

令和6年4月1日現在

担当名	分 掌 事 務
総務・温泉 薬事相談担当	1 予算及び決算に関すること。 2 議会関係事務に関すること。 3 広聴広報に関すること。 4 庶務・管理に関すること。 5 薬事の長・中期計画に関すること。 6 危機管理に関すること。 7 地域保健医療計画に関すること。 8 地方薬事審議会に関すること。 9 薬事関係団体(特例民法法人を含む。)に関すること。 10 埼玉県薬事衛生大会に関すること。 11 かかりつけ薬剤師・薬局の推進に関すること。 12 温泉法の施行に関すること。 13 災害対策用備蓄医薬品等に関すること。 14 薬事相談に関すること。
薬物対策・献血担当	1 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。 2 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法及びあへん法の施行に関すること。 3 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の施行に関すること。 4 薬物乱用防止の啓発に関すること。 5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。 6 緊急用血清等に関すること。 7 医薬品医療機器等法(指定薬物の取扱い)の施行に関すること。 8 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。 9 献血の普及・啓発に関すること。

担当名	分 掌 事 務
販売指導担当	1 医薬品医療機器等法の施行に関する事。 2 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業及び再生医療等製品販売業に関する事。 3 登録販売者試験問題の作成に関する事。 4 無承認無許可医薬品（健康食品）の広告、相談、指導に関する事。 5 インフルエンザワクチン等の安定供給に関する事。 6 薬事経済調査に関する事。 7 医薬品医療機器等法違反業者の処分に関する事。 8 薬剤師法の施行に関する事。 9 ジェネリック医薬品の使用促進に関する事。
医薬品化粧品 生産指導担当	1 医薬品医療機器等法の施行に関する事。 2 医薬品・医薬部外品・化粧品製造販売業、製造業の許可及び監視指導に関する事。 3 医薬品及び医薬部外品の承認に関する事。 4 医薬品・医薬部外品・化粧品製造販売業のGQP及びGVPに関する事。 5 医薬品・医薬部外品・化粧品製造業のGMPIに関する事。 6 医薬品国家検定に関する事。 7 医薬品・医薬部外品・化粧品製造販売業、製造業の違反措置に関する事。
医療機器等 生産指導担当	1 医薬品医療機器等法の施行に関する事。 2 医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品製造販売業、製造業、修理業（以下、医療機器製造販売業等）の許可、登録及び監視指導に関する事。 3 医療機器製造販売業等の違反措置に関する事。 4 AEDの普及推進に関する事。 5 医薬品国家検定に関する事。

5 附属機関等

法令により置かなければならないとされる附属機関

名 称	担 当 事 項
埼玉県 麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院期間の継続の可否を審査すること。
埼玉県 環境審議会 （温泉部会）	知事の諮問に応じ、温泉に関する事項を調査審議すること。

条例により設置する附属機関

名 称	担 当 事 項
埼玉県 地方薬事審議会	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議すること。

その他の機関

名 称	担 当 事 項
埼玉県薬物乱用 対策推進会議	麻薬・覚醒剤等薬物乱用防止対策に関し、関係行政機関の事務の緊密な連携を図るとともに、その対策を総合的かつ効果的に推進すること。
埼玉県 献血推進協議会	献血の普及・啓発並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保すること。

埼玉県環境審議会(温泉部会)委員名簿

任期：令和6年8月1日から令和8年7月31日まで

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	原 美登里 (部会長)	立正大学 地球環境科学部地理学科 准教授
	佐 柄 木 優	埼玉弁護士会 弁護士
	細沼 千恵子	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師
	宇 野 三 花	埼玉県商工会議所女性会連合会 会長
県議会議員	野 本 怜 子	埼玉県議会議員

埼玉県地方薬事審議会委員名簿

任期：令和6年9月1日から令和8年8月31日まで

区 分	氏 名	職 名	役職等
学識経験者	上 田 月 子 工 藤 なをみ 佐 藤 啓 子 泉津井 京子 田 中 利 幸 登 坂 英 明	埼玉弁護士会 弁護士 城西大学 薬学部教授 公益社団法人埼玉県看護協会 専務理事 埼玉県議会 議員 一般社団法人埼玉県歯科医師会 常務理事 一般社団法人埼玉県医師会 常任理事	◎ ○
薬事関係団体の代表者	池 田 里江子 齊 藤 孝 多 田 幸 子 藤 生 康 彦	一般社団法人埼玉県薬剤師会 常務理事 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 副理事長 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 副会長 埼玉県製薬協会 会長	○
消費者団体の代表者	白戸 江美子 前 川 康 恵 森 田 拓 志	一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会 理事 埼玉県地域婦人会連合会 理事 日本放送協会さいたま放送局 コンテンツセンター センター長	
公募委員	清 水 修 高野 真理子		

◎ 会長、○ 副会長

埼玉県薬物乱用対策推進会議委員名簿

任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

区 分		氏 名	職 名
議 長		表 久 仁 和	埼玉県保健医療部 部長
副議長		横 田 淳 一	埼玉県保健医療部 副部長
委 員	学識経験者	井 上 裕	城西大学薬学部 教授
		成 瀬 暢 也	埼玉県立精神医療センター 副病院長
	関係行政機関	砂 山 博 之	さいたま地方検察庁 検察官 検事
		小 森 典 子	さいたま保護観察所 処遇部門統括保護観察官
		熊 谷 涉	さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官
		佐々木 陽介	川越少年刑務所 教育部首席矯正処遇官
		野 中 勝	財務省東京税関 調査部特別審理官(第1担当)
		冷 田 隆 一	厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部 次長
	関係団体の代表者	登 坂 英 明	一般社団法人埼玉県医師会 常任理事
		根 本 昌 子	一般社団法人埼玉県薬剤師会 常務理事
		加 藤 愛	株式会社テレビ埼玉 報道部 部長
		小笠原 正男	公益財団法人埼玉県暴力追放 ・薬物乱用防止センター 専務理事
		奥 富 浩	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 副会長
		長 島 友 伸	公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 本部長
		松 本 吉 郎	埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会 会長
	埼玉県	渡 邊 和 貴	総務部学事課 課長
		山 口 将 毅	県民生活部青少年課 課長
		菅 原 誠	県民生活部防犯・交通安全課 課長
		佐々木 政司	福祉部社会福祉課 課長
		高 橋 司	精神保健福祉センター センター長
		根岸 佐智子	保健医療部疾病対策課 課長
		岡 地 哲 也	保健医療部薬務課 課長
		松 中 直 司	教育局県立学校部保健体育課 課長
		澤 田 好 一	警察本部生活安全部少年課 課長
		佐 藤 庸 一	警察本部刑事部組織犯罪対策局 薬物銃器対策課 課長
		田 中 守	警察本部交通部交通総務課 課長

(令和6年3月21日現在)

埼玉県献血推進協議会委員名簿

任期：令和4年12月1日から令和6年11月30日まで

区 分	氏 名	職 名	役職等
学識経験者	星 野 光 弘 新 井 康 之 登 坂 英 明 福 岡 央 根 本 昌 子	埼玉県市長会(富士見市長) 埼玉県町村会(宮代町長) 一般社団法人埼玉県医師会 常任理事 一般社団法人埼玉県歯科医師会 一般社団法人埼玉県薬剤師会 理事	◎
関係団体 の代表者	宇 野 三 花 前 川 康 恵 鈴 木 啓 修 関 純 彦 森 尾 博 之 中 村 圭 清 水 洋 子 種 田 恭 子	埼玉県商工会議所女性会連合会 埼玉県地域婦人会連合会 理事 埼玉県高等学校長協会(県立和光国際高等学校長) 一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会 理事 日本赤十字社埼玉県支部 事務局長 ライオンズクラブ国際協会330-C地区 キャビネット幹事 国際ロータリー第2570地区 地区代表幹事 埼玉県養護教諭会 副会長	○
報道機関	砂 生 敏 一	株式会社埼玉新聞社 編集局長	
公募委員	小 池 萌 佳 真 中 悠 輔	埼玉県学生献血推進連盟 埼玉県学生献血推進連盟	
関係行政機関	青 木 孝 夫	埼玉県教育局 県立学校部長	

◎ 会長、○ 副会長(令和6年8月20日現在)

6 令和6年度 当初予算の概要

(1)総 括

(単位 千円)

事業名	本年度 当初 予算額	前年度 当初 予算額	比較増減 (△)	伸率(%)	本年度の財源内訳		
					国庫 支出金	その他	一般財源
総 計	260,234	84,186	176,048	209.1	144,267	118,417	△ 2,450
薬事監視指導費	29,398	53,191	△ 23,793	△ 44.7	14,323	使用料及び 手数料 90,582	△ 75,507
薬物乱用防止対策費	11,965	11,626	339	2.9		使用料及び 手数料 18,023	△ 6,058
毒物劇物等 安全対策費	2,222	2,315	△ 93	△ 4.0		使用料及び 手数料 4,020	△ 1,798
薬剤確保費	4,794	3,534	1,260	35.7		財産収入 4,451	343
温泉法施行費	763	784	△ 21	△ 2.7		使用料及び 手数料 1,341	△ 578
血液対策推進費	5,204	5,308	△ 104	△ 2.0			5,204
医薬分業支援事業費	6,714	2,269	4,445	195.9			6,714
災害時薬剤師 育成事業費	2,602	2,646	△ 44	△ 1.7			2,602
AED普及推進 事業費	1,377	2,233	△ 856	△ 38.3			1,377
電子処方箋活用・ 普及促進事業 (薬局)	194,915	0	194,915	0.0	129,944		64,971
薬事関係団体補助	140	140	0	0.0			140
埼玉県農薬危害防止 推進協議会補助	140	140	0	0.0			140

(2)事業別内訳

事業名	令和6年度 当初予算額 (単位 千円)	事業説明
薬事監視指導費	29,398	1 薬事監視指導費 医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業及び医薬品等製造販売業者等の監視指導を行う。 医薬品等の製造販売等に係る許認可事務及び医薬品医療機器等法第3条の規定に基づく地方薬事審議会の運営を行い、許認可事務の適正を図る (1) 薬局、医薬品販売業者及び医薬品等製造販売業者等の許認可事務及び監視指導 ア 販売業者・製造業者等許認可事務(施設数) 16,000件 イ 監視立入件数 6,000件 (2) 薬事に関する講習会・研修会等の開催 医薬品等製造業者等に薬事法の周知徹底を図るとともに、医薬品等のGQP/QMS体制省令、GVP、GMP/QMSの定着促進を図るための研修会等を開催する。 薬事講習会 3回 (3) 医薬品等の品質確認及び品質確保のための収去検査・指導 医薬品等製造業者又は販売業者から医薬品等を収去して品質を確認するとともに、医薬品等の品質確保対策を実施する。 (4) 埼玉県地方薬事審議会の開催 薬事に関する重要事項を調査審議する。 薬事審議会 1回 委員 15人 (5) 薬事衛生大会の開催 薬事衛生の向上に貢献した薬事功労者の表彰等を行う。 (6) 健康食品指導 健康食品等に関する講習会等を実施する。 ア 健康食品等に関する講習会 1回

事業名	令和6年度 当初予算額 (単位 千円)	事業説明						
		イ いわゆる健康食品の買上調査 100検体 (7) 登録販売者の資質確保 一般用医薬品の販売に必要な知識・経験の有無を確認する試験問題を作成する。 2 医薬品検定等事務費 (1) 医薬品検定等事業 医薬品医療機器等法第43条に基づき検定を受けるべき医薬品について、その均一性の確保を図るため、試験品の抜き取り及び表示の確認等を行う。 また、製造業者及び販売業者の構造設備、品質管理状況について立入検査を実施し、更に不良医薬品等を製造又は販売する恐れのあるものを対象として収去検査を行い、必要な指導取締りを行う。 ア 医薬品等一斉取締り立入検査 1回 イ 医療機器一斉取締り立入検査 1回 ウ 検定検査 <table border="1" data-bbox="742 1115 1430 1310"> <tr> <th></th><th>対象ロット</th><th>抜き取り及び確認回数</th></tr> <tr> <td>生物学的製剤及びその他の医薬品</td><td>300ロット</td><td>600回</td></tr> </table> (2) 医療用後発医薬品品質確保対策 国立医薬品食品衛生研究所と埼玉県を含む10地方衛生研究所で、後発医薬品の品質についての評価を実施し、その品質の信頼性を確保するにあたり、必要な試験を実施する。 後発医薬品の検査実施数 15件 (3) 医薬品等製造販売業等許可・承認事業 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業等に関する進達事務を行う。 医薬品等製造販売業等許可承認等関係 50件 3 後発医薬品使用促進対策費 (1) 後発医薬品使用促進 県民及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用するこ		対象ロット	抜き取り及び確認回数	生物学的製剤及びその他の医薬品	300ロット	600回
	対象ロット	抜き取り及び確認回数						
生物学的製剤及びその他の医薬品	300ロット	600回						

事業名	令和6年度 当初予算額 (単位 千円)	事業説明
薬物乱用防止 対策費	11,965	とができる環境整備について協議会を開催し、検討する。 また、後発医薬品に関する正しい知識の普及啓発を行う。 (2) 医薬品等価格調査事業 医薬品の価格の安定に資するため、医薬品・医療機器の販売価格について医薬品販売業者等を対象に調査を行う。 1 薬物乱用対策の連携調整 薬物乱用対策推進会議を設置し、教育委員会、警察本部及び民間団体等と連携のもと、総合的な薬物乱用防止対策を推進する。 2 薬物乱用防止の啓発 覚醒剤等の恐ろしさを県民に周知するため、保護司、薬剤師など約400人を薬物乱用防止指導員に委嘱し、積極的な啓発活動を推進する。 (1) 薬物乱用防止指導員協議会の設置・運営 (13の保健所管内指導員協議会及び連合協議会) (2) 指導員協議会による地域キャンペーン実施 50回 (3) 学校が行う薬物乱用防止教室等へ薬物乱用防止指導員等の講師派遣 200回 (4) 薬物乱用防止啓発ホームページの運営 3 麻薬・覚醒剤等の取締・指導 麻薬、向精神薬、覚醒剤及び大麻等の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これらの取扱いについて必要な取締指導を行う。 (1) 麻薬取扱者等の免許等事務 6,700件 (2) 麻薬取扱医療機関等の監視指導・取締 4,500件 (3) 不正大麻・けしの抜去 (4) 麻薬や覚醒剤等に指定されていない興奮等の作用のある危険ドラッグの買上検査 35件 (5) 知事指定薬物の指定 6回 4 薬物相談等の更生支援 保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物乱用者及びその家族などからの相談に応じる。 500件

事業名	令和6年度 当初予算額 (単位 千円)	事業説明
毒物劇物等 安全対策費	2, 222	1 毒物劇物取締事業 毒物劇物に起因する保健衛生上の危害発生の未然防止を図るため、毒物劇物製造業者、販売業者等に対する監視指導を行い、毒物劇物の危害防止に関する自主管理体制を確立する。 (1) 製造業等登録事務 590件 (2) 製造業等監視指導事務 500件 (3) 毒物劇物危害防止規定による自主管理体制の推進 2 家庭用品買上検査 皮膚障害等健康被害を防止するため、肌着などの繊維製品等を買上げ、ホルムアルデヒド等有害物質の検査を行う。 買上検査 55検体
薬剤確保費	4, 794	まむし抗毒素等の血清類を所要量確保し、緊急時に備える。 血清類の保管・供給委託 10店
温泉法施行費	763	温泉資源を保護し、利用の適正化を図る。 (1) 温泉に関する許可等 (2) 環境審議会温泉部会の開催 (3) 温泉施設等の監視指導
血液対策推進費	5,204	1 計画献血者確保促進事業 計画的な献血者の確保と献血組織の充実を促進するため、各市町村が実施する献血者確保事業への助成とともに、献血推進協議会等を開催する。 2 若年層献血の推進 次代を担う若年層に対し、献血への理解と協力を得るため、関係機関等と連携した各種キャンペーン等を通じて普及啓発を推進し、献血者の確保を図る。 3 愛の血液助け合い運動 献血功労者表彰等を行う「愛の血液助け合いの集い」を開催する。

事業名	令和6年度 当初予算額 (単位 千円)	事業説明
医薬分業支援 事業費	6,714	4 献血動画配信事業 県民の医療に必要な血液製剤を安定補給するため、動画配信により県民に献血の普及啓発を図り、献血者の確保を図る。 1 くすり安心安全推進事業 医薬品等学術情報の収集 2 薬事情報センター運営費補助 県民が安心して医薬品を使用できるよう、県薬剤師会に対し薬事情報センターの運営費を補助する。 3 薬局のかかりつけ機能強化推進事業 地域包括ケアシステムを支える機関の一つである薬局のかかりつけ機能の強化を図る。
災害時薬剤師 育成事業費	2,602	「埼玉県災害時医療救護基本計画」に規定される災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を強化するため、「薬剤師災害リーダー」を育成する。
AED普及推進 事業費	1,377	突然の心停止から県民の尊い命を救うため、自動体外式除細動器(AED)の設置を促進し、県民がAEDを迅速かつ適切に活用できる体制を整備する。
電子処方箋活 用・普及促進事 業(薬 局)	1,94,915	既に電子処方箋を導入し、支払基金により医療情報化支援基金(電子処方箋)の交付決定を受けた薬局に対し、助成金を支給する。
薬事関係団体 補助	140	県民の薬事衛生に関する知識の普及啓発を図り、保健衛生の維持向上に資するため、次の団体に対し補助する。 埼玉県薬事団体連合会 140千円
埼玉県農薬 危害防止推進協 議会補助	140	農薬の適正な使用、管理等の徹底を図るため、次の団体に対し補助する。 埼玉県農薬危害防止推進協議会 140千円

Ⅱ 医薬品医療機器等法及び薬剤師法の施行

1 薬局等医薬品販売業等の状況

(1) 年度別・施設数の推移

各年度3月31日現在

年度	薬局	店舗販売業	卸売業	薬種商業販売業	配置業	特例販売業	医療機器販売・貸与業(許可)	医療機器販売・貸与業(届出)	再生医療等製品販売業	計
2	3,028	1,400	713	1	250	2	3,368	9,459	37	18,258
	(1,092)	(461)	(302)	(1)		(0)	(1,373)	(3,062)	(17)	(6,308)
3	3,100	1,430	712	0	235	2	3,565	9,794	45	18,883
	(1,127)	(470)	(295)	(0)		(0)	(1,449)	(3,158)	(21)	(6,520)
4	3,155	1,463	705	0	212	2	3,656	10,023	45	19,261
	(1,151)	(483)	(287)	(0)		(0)	(1,478)	(3,221)	(21)	(6,641)
5	3,202	1,488	693	0	183	2	3,745	10,358	49	19,720
	(1,187)	(491)	(267)	(0)		(0)	(1,525)	(3,314)	(23)	(6,807)

() は、内数でさいたま市・川越市・川口市・越谷市の合計。

(2) 保健所別・施設数

令和6年3月31日現在

保健所名	業種 薬局	店舗販売業	卸売業	薬種商業販売業	特例販売業	医療機器販売・貸与業		再生医療等製品販売業	薬剤製造業	局製造業	計
						許可	届出				
南部	91	43	17	0	0	124	303	1	4	4	587
朝霞	284	137	35	0	0	295	769	4	16	16	1,556
春日部	123	57	18	0	0	126	479	0	9	9	821
草加	203	116	95	0	0	270	660	3	8	8	1,363
鴻巣	232	121	37	0	0	236	664	1	5	5	1,301
東松山	102	52	13	0	0	109	274	2	4	4	560
坂戸	116	50	10	0	0	126	310	1	3	3	619
狭山	296	145	36	0	0	319	1,311	4	10	10	2,131
加須	100	53	66	0	0	130	462	2	8	8	829
幸手	159	75	68	0	0	173	453	4	4	4	940
熊谷	187	83	22	0	0	189	891	4	5	5	1,386
本庄	70	38	6	0	0	66	280	0	0	0	460
秩父	52	27	3	0	2	57	188	0	3	3	335
計	2,015	997	426	0	2	2,220	7,044	26	79	79	12,888
さいたま市	616	254	132	0	0	855	1,537	15	15	15	3,439
川越市	164	71	42	0	0	213	524	5	6	6	1,031
川口市	238	100	54	0	0	271	813	0	12	12	1,500
越谷市	169	66	39	0	0	186	440	3	10	10	923
合計	3,202	1,488	693	0	2	3,745	10,358	49	122	122	19,781

(3) 薬局等医薬品販売業、医療機器販売・貸与業及び薬局製剤製造販売業等の許可及び届出等の状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業 種 区 分	薬 局	店 舗 販売業	卸 売 販売業	薬種商 販売業	特 例 販売業	医 療 機 器 販 売 ・ 貸 与 業		配 置 販売業	配 置 従事者 身 分 証明書	再 生 医療等 製 品 販売業	薬 局 製 剤 製造 販売業	薬 局 製 剤 製造業	計
						許 可	届 出						
新 規 件 数	166 (71)	73 (26)	64 (24)			272 (118)	535 (162)	2	48	7 (3)	6 (2)	6 (2)	1,179 (408)
更 新 件 数	469 (162)	200 (61)	82 (23)	0 (0)	0 (0)	730 (307)		47		7 (4)	28 (9)	28 (9)	1,591 (575)
許 可 証 書 換 証 数	9 (5)	7 (2)	17 (6)	0 (0)	0 (0)	25 (14)		0	13	0 (0)	0 (0)	0 (0)	71 (27)
許 可 証 再 交 付 数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)		0	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (2)
品 目 追 加 品 目 変 更					0 (0)			0					0 (0)
変 更 等 届 出	11,002 (4,439)	5,351 (1,782)	617 (163)	0 (0)	0 (0)	2,332 (949)	531 (214)	24		35 (17)	14 (2)	15 (3)	19,921 (7,569)
廃 止 届	118 (34)	47 (17)	73 (41)	0 (0)	0 (0)	162 (60)	200 (69)	21	130	3 (1)	15 (4)	15 (4)	784 (230)
販 売 先 等 変 更 許 可 数			0 (0)										0 (0)
承 認 件 数											5 (2)		5 (2)
合 計	11,764 (4,711)	5,678 (1,888)	853 (257)	0 (0)	0 (0)	3,524 (1,450)	1,266 (445)	94	194	52 (25)	68 (19)	64 (18)	23,557 (8,813)

* () は、内数でさいたま市・川越市・川口市・越谷市の合計

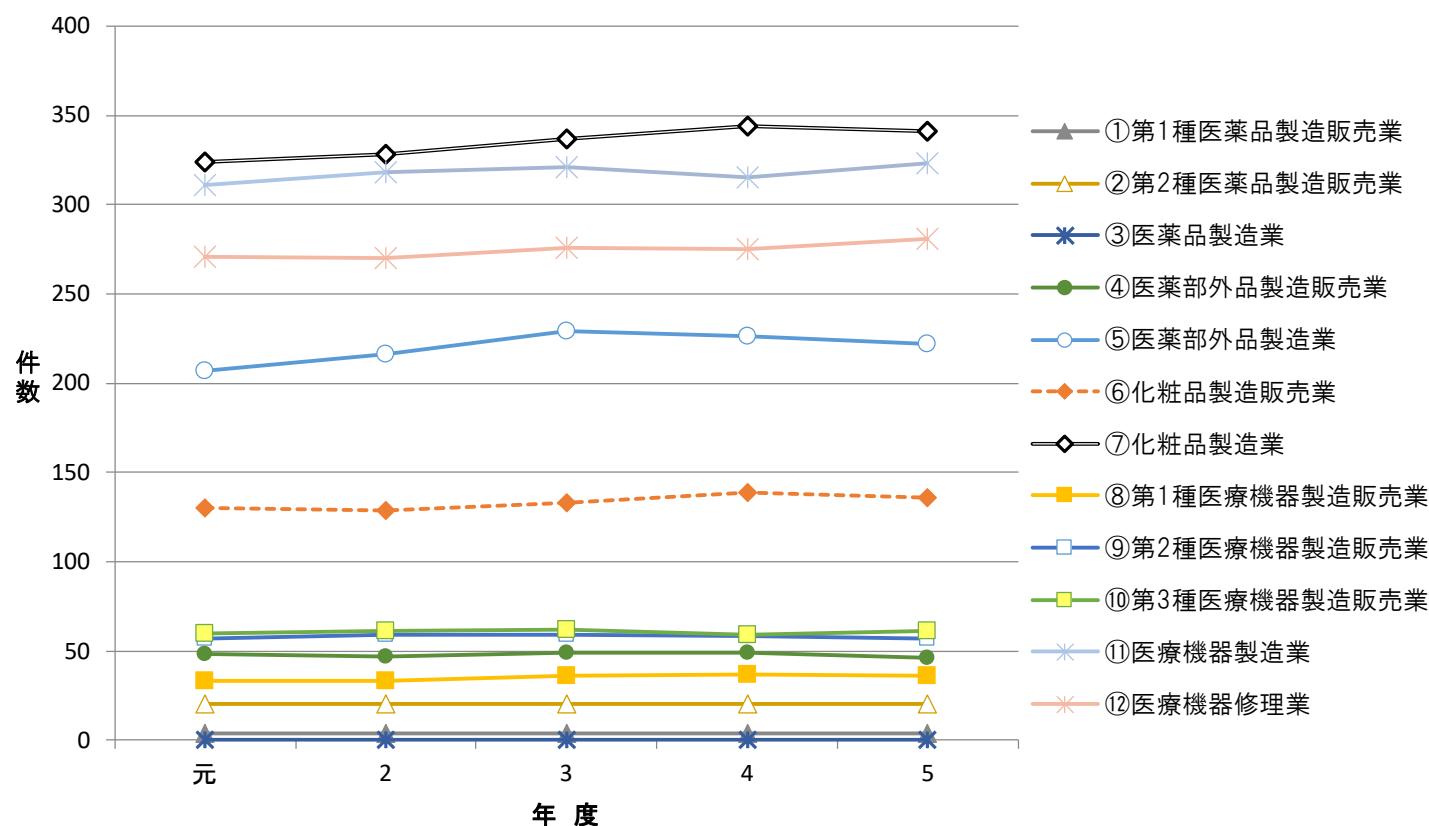
2 医薬品等製造販売業及び製造業の状況

(1) 年度別・施設数の推移

各年度3月31日現在

業種 年度	医 薬 品		医 薬 部 外 品		化 粧 品		医 療 機 器					体 外 診 断 用 医 薬 品		再 生 医 療 等 製 品 製 造 販 売 業	薬 局 製 剤		計			
	製 造 販 売 業		製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 販 売 業			製 造 業	修 理 業	製 造 販 売 業	製 造 業		製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	修 理 業	
	第 1 種	第 2 種					第 1 種	第 2 種	第 3 種											
元	4	20	111 (9)	48	207	130	324	33	57	60	311	271	7	18	0	148	148	507	1,119	271
2	4	20	117 (11)	47	216	129	328	33	59	61	318	270	6	16	0	144	144	503	1,139	270
3	4	20	118 (11)	49	229	133	337	36	59	62	321	276	6	17	0	140	140	509	1,162	276
4	4	20	114 (11)	49	226	139	344	37	58	59	315	275	6	19	0	132	132	504	1,150	275
5	4	20	116 (11)	46	222	136	341	36	57	61	323	281	7	24	0	122	122	489	1,148	281

()は大臣権限分の内数



(2)厚生労働大臣権限に係る医薬品等製造業の申請及び届出の状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

種別 区分	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	体外診断用医薬品	再生医療等製品	計
新規許可申請 登録申請	1	0	0	0	0	0	1
更新許可申請 登録申請	1	0	0	0	0	0	1
変更届	29	0	0	0	0	1	30
廃止・休止届	0	0	0	0	0	0	0
その他の届出等	7	0	0	0	0	1	8
合計	38	0	0	0	0	2	40

(3)知事権限に係る医薬品等製造販売(製造)業の申請並びに届出の状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

種別 区分	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	体外診断用医薬品	計
製造販売業 許可申請	2 1種(1) 2種(1)	1	5	9 1種(2) 2種(4) 3種(3)	1	18
製造販売業 更新許可申請	0 1種(0) 2種(0)	11	24	19 1種(5) 2種(7) 3種(7)	1	55
製造業 許可(登録)申請	4 無菌(0)	13	20	51 製造(30) 修理(21)	7	95
製造業 更新許可(登録)申請	26 無菌(5)	37	58	75 製造(39) 修理(36)	3	199
業許可 区分追加・変更	0	1	1	6 修理(6)		8
承認申請	11	347				358
承認事項一部変更 承認申請	3	1				4
承認事項 軽微変更届	39	105				144
GMP・QMS 適合性調査	212 輸出(23)	2		0 輸出(0)	0	214
変更届	213	202	303	290	19	1,027
廃止・休止届	3	20	30	44	2	99
その他の届け出等	71	46	2,510	24	0	2,651
合計	584	786	2,951	518	33	4,872

* ()は、再掲

3 薬事監視指導

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品医療機器等法に基づき薬局等の医薬品販売業、知事権限に係る医薬品等製造販売業及び製造業並びに医薬品等の業務上取扱施設の監視指導を実施した。

監視指導に当たっては、対象施設の構造設備、品質管理の状況、管理者等の実地管理の状況を調査指導し、その適正化を図るとともに医薬品等の収去検査、いわゆる健康食品の試買検査を実施し、不良品・不正表示及び虚偽誇大広告等の防止を図った。

医薬品や医療機器の製造販売業及び製造業については、特に不良医薬品・医療機器発生を未然に防止する観点から、業界団体主催のGMP/QMS研修会を支援した。

GMP ……医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理基準

QMS ……医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理基準

(1) 年度別・監視指導数の推移

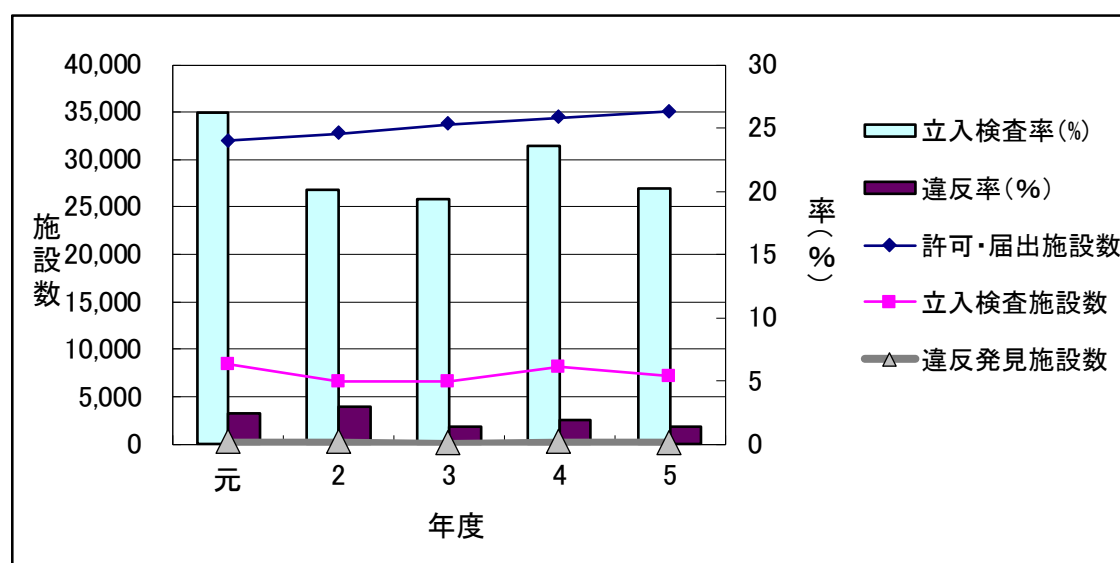
ア 監視指導状況(さいたま市・川越市・川口市・越谷市を含む。)

区分 年度	許可届出 施設数	立入検査 施設数	違反発見 施設数	立入検査率 (%)	違反率 (%)
元	31,968	8,365	206	26	2.5
2	32,768	6,588	191	20	2.9
3	33,748	6,534	91	19	1.4
4	34,399	8,121	155	24	1.9
5	35,084	7,100	96	20	1.4

注1: 許可届出施設数は、各年度3月31日現在(配置従事者を除く)

注2: 許可届出施設数は、医薬品医療機器等法施行令第49条で管理医療機器販売業・

貸与業に係る届出を行ったものとみなされる施設数を含む(高度医療機器販売業・貸与業を除く。)



イ 行政措置状況

年度	区分	許可 取消 命令	業務 停止 命令	構造 設備 改善 命令	検 査 命 令	廃 棄 命 令	告 其 他 (始 末 書 ・ 報)	告 発	備 考
20		-	1	-	-	-	297	-	業務停止命令は、医療機器製造業の薬事法第65条第1号及び同法第69条第1項違反によるもので、業務停止22日間
21		-	1	-	-	-	188	-	業務停止命令は、薬局の薬事法第49条第1項及び同法第8条第1項違反によるもので、業務停止5日間
22		-	-	-	-	-	238	-	
23		-	-	-	-	-	210	-	
24		-	1	-	-	-	288	-	業務停止命令は、薬局の薬事法第48条第1項及び第2項、同法第9条第1項で規定する旧薬事法施行規則第12条の2第1項等の違反によるもので、業務停止30日間
25		-	-	-	-	-	187	-	
26		-	-	-	-	-	195	-	
27		-	-	-	-	-	225	-	
28		-	-	-	-	-	357	-	
29		-	2	-	-	-	284	-	業務停止命令は ①医薬品製造業者の医薬品医療機器等法第18条第2項に基づく同法施行規則第96条並びに第69錠第1項及び第4項違反によるもので、業務停止10日間 ②薬局の医薬品医療機器等法第49条第1項及び同法第46条第1項違反によるもので、業務停止7日間
30		-	1	-	-	-	219	-	業務停止命令は、薬局の医薬品医療機器等法第49条第1項、同法第46条第1項及び麻薬及び向精神薬取締法第50条の16第4項違反によるもので、業務停止4日間
令和元		-	-	-	-	-	213	-	
2		-	-	-	-	-	224	-	
3		-	-	-	-	-	156	-	
4		-	-	-	-	-	206	-	
5		-	1	-	-	-	138	-	業務停止命令は、第2種医薬品製造販売業者の医薬品医療機器等法第56条第3号等の違反によるもので、業務停止35日間。併せて業務改善命令も行っている。

(2)監視指導結果

ア 業態別・監視指導状況(さいたま市・川越市・川口市・越谷市を含む。)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業 種		区 分	許可・届出 施設数	立入検査 施設数	違反発見 施設数	立入検査率 (%)
医薬品等製造販売業・製造業	医薬品製造販売業(第1種)		4	0	0	0.0
	〃 (第2種)		20	3	1	15.0
	医薬品製造業(大臣許可分)		11	0	0	0.0
	〃 (知事許可分)		105	40	2	38.1
	医薬部外品 (製造販売業)		46	13	0	28.3
	〃 (製造業)		222	46	1	20.7
	化粧品 (製造販売業)		136	29	0	21.3
	〃 (製造業)		341	67	0	19.6
	医療機器(製造販売業:第1種)		36	12	1	33.3
	〃 (製造販売業:第2種)		57	9	0	15.8
	〃 (製造販売業:第3種)		61	10	1	16.4
	〃 (製造業)		323	46	0	14.2
	体外診断用医薬品(製造販売業)		7	1	1	14.3
	〃 (製造業)		24	3	0	12.5
	再生医療等製品(製造販売業)		0	0	0	0.0
	〃 (製造業)		0	0	0	0.0
	小 計		1,393	279	7	20.0
	薬局製剤製造販売業		122	50	0	41.0
	薬局製剤製造業		122	50	0	41.0
	医療機器修理業		281	44	0	15.7
	小 計		525	144	0	27.4
	計		1,918	423	7	22.1
販 売 業	薬局		3,202	1,476	45	46.1
	店舗販売業		1,488	393	11	26.4
	卸売販売業		693	217	4	31.3
	薬種商販売業		0	0	0	0.0
	配置販売業		183	6	8	3.3
	特例販売業		2	0	0	0.0
	医療機器販売業 (高度管理)		3,738	1,291	14	34.5
	〃 (管理)		15,772	1,148	3	7.3
	〃 (一般)		—	260	0	—
	医療機器貸与業 (高度管理)		1,707	463	5	27.1
	〃 (管理)		6,343	1,083	0	17.1
	〃 (一般)		—	258	0	—
	再生医療等製品		49	20	0	41
	計		33,177	6,615	90	19.9
そ の 他	業務上医薬品を取扱う施設			23	1	
	医薬部外品販売業			12	0	
	業務上医薬部外品を取扱う施設			1	0	
	化粧品販売業			5	0	
	業務上化粧品を取扱う施設			0	0	
	業務上医療機器を取扱う施設			21	1	
	業務上再生医療等製品を取扱う施設			0	0	
	計			62	2	
合 計			35,095	7,100	99	20.2

* 許可・届出施設数は、令和6年3月31日現在

イ 薬事監視成績表

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

業態区分 項 目			（施 可・登 度末設 現録・届 在出）	立 入
-------------	--	--	---------------------------------	---

違反発見件数(年度中)										処分件数(年度中)						報告 年度 中 件 数	業 態 区 分							
特定 販売 に係る 違反	医薬品 販売業 者の 管理 に係る 違反	理 製 造 販 売 後 の 安 全 管 理	の 法 令 遵 守 体 制 整 備	の 品 質 管 理	の 指 定 製 造 物	の 指 定 輸 入 物	販 売 ・ 授 与 等 の 指 定 薬 物	指 定 薬 物 等 の 広 告	そ の 他	消 ・ 可 取 業 務 停 止	許 可 取 消 ・ 登 録 取 止	改 善 命 令 等	検 査 命 令 等	廃 棄 等	その他									
															指 導	口 頭 改 善	報 告 書	始 末 書						
5	26		2						16							49	17	3	医薬品	薬 局				
									2								1	2		製造業	専 業	大 臣 許 可 分 知 事 許 可 分		
																1					薬 局			
																	1	1		製造業	販 売 業	第 1 種 第 2 種 薬 局		
				1						1	1						4							
1	6								5							8	4				店 舗 販 売 業 卸 売 販 売 業 薬 種 商 販 売 業 特 例 販 売 業 配 置	販 売 業 従 事 者		
	1								4							3								
	2		4						5							3	3	2						
																				医療部外品	製 造 業 製 造 販 売 業 販 売 業 業 務 上 取 り 扱 う 施 設			
																	2							
																		1						
									1								1			化粧品	製 造 業 製 造 販 売 業 販 売 業 業 務 上 取 り 扱 う 施 設			
									1								2							
																				医療機器	修理業	大 臣 許 可 分 大 臣 許 可 分 知 事 許 可 分		
																						製造業	販 売 業	第 1 種 第 2 種 第 3 種
																	1						販 売 業	高 度 管 理 医 療 機 器 等 管 理 医 療 機 器 一 般 医 療 機 器
			1						9							10	5				貸与業			高 度 管 理 医 療 機 器 等 管 理 医 療 機 器 一 般 医 療 機 器
									1						1	4								
									5							4	1							
																	2							
																				医薬品 体外 診断用	製 造 業 製 造 販 売 業 業 務 上 取 扱 う 施 設			
																				再生医療等 製品	製 造 業 製 造 販 売 業 販 売 業 業 務 上 取 扱 う 施 設			
6	35		7	1					49	1	1					79	51	8	小 計					
																			指定薬物を取り扱う施設					
6	35		7	1					49	1	1					79	51	8	総 計					

総計(さいたま市・川越市・川口市・越谷市を含む)

ウ 保健所別・監視指導状況(薬局等医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、再生医療等製品販売業
令和5年4月1日～令和6年3月31日

業態・区分		保健所名	南 部	朝 霞	春日部	草 加	鴻 巣	東松山	坂 戸	狭 山
薬 局		施設数	91	284	123	203	232	102	116	296
		監視数	46	138	105	130	67	38	90	199
		監視率	51%	49%	85%	64%	29%	37%	78%	67%
薬局製剤製造業		施設数	4	16	9	8	5	4	3	10
		監視数	3	8	3	4	1	1	3	0
		監視率	75%	50%	33%	50%	20%	25%	100%	0%
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業		施設数	4	16	9	8	5	4	3	10
		監視数	3	8	3	4	1	1	3	0
		監視率	75%	50%	33%	50%	20%	25%	100%	0%
店 舗 販 売 業		施設数	43	137	57	116	121	52	50	145
		監視数	16	21	19	35	21	17	15	38
		監視率	37%	15%	33%	30%	17%	33%	30%	26%
卸 売 販 売 業		施設数	17	35	18	95	37	13	10	36
		監視数	6	7	7	24	9	3	4	16
		監視率	35%	20%	39%	25%	24%	23%	40%	44%
薬 種 商 販 売 業		施設数	0	0	0	0	0	0	0	0
		監視数	0	0	0	0	0	0	0	0
		監視率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
特 例 販 売 業		施設数	0	0	0	0	0	0	0	0
		監視数	0	0	0	0	0	0	0	0
		監視率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
医 療 機 器 販 売 業	高度管理 医 療 機 器 等	施設数	124	294	126	269	235	109	126	319
		監視数	31	97	98	123	61	36	82	123
		監視率	25%	33%	78%	46%	26%	33%	65%	39%
	管理医 療 機 器	施設数	454	1,227	677	1,073	1,054	443	487	1,787
		監視数	0	166	131	8	58	4	33	2
		監視率	0%	14%	19%	1%	6%	1%	7%	0%
医 療 機 器 貸 与 業	高度管理 医 療 機 器 等	施設数	64	108	57	114	106	50	56	135
		監視数	16	12	31	19	20	11	24	50
		監視率	25%	11%	54%	17%	19%	22%	43%	37%
	管理医 療 機 器	施設数	185	560	230	465	459	184	188	555
		監視数	0	166	131	4	26	0	32	0
		監視率	0%	30%	57%	1%	6%	0%	17%	0%
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業		施設数	1	4	0	3	1	2	1	4
		監視数	1	2	0	0	0	0	2	1
		監視率	100%	50%	0%	0%	0%	0%	200%	25%
計		施設数	987	2,681	1,306	2,354	2,255	963	1,040	3,297
		監視数	122	625	528	351	264	111	288	429
		監視率	12%	23%	40%	15%	12%	12%	28%	13%

業態・区分		保健所名	加 須	幸 手	熊 谷	本 庄	秩 父	さいたま市	川越市	川口市	越谷市	計
薬 局	施設数		100	159	187	70	52	616	164	238	169	3,202
	監視数		70	85	100	41	16	150	36	100	55	1,466
	監視率		70%	53%	53%	59%	31%	24%	22%	42%	33%	46%
薬局製剤製造業	施設数		8	4	5	0	3	15	6	12	10	122
	監視数		5	0	2	0	1	5	0	8	5	49
	監視率		63%	0%	40%	0%	33%	33%	0%	67%	50%	40%
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業	施設数		8	4	5	0	3	15	6	12	10	122
	監視数		5	0	2	0	1	5	0	8	5	49
	監視率		63%	0%	40%	0%	33%	33%	0%	67%	50%	40%
店 舗 販 売 業	施設数		53	75	83	38	27	254	71	100	66	1,488
	監視数		9	18	23	13	9	57	17	47	18	393
	監視率		17%	24%	28%	34%	33%	22%	24%	47%	27%	26%
卸 売 販 売 業	施設数		66	68	22	6	3	132	42	54	39	693
	監視数		10	38	18	3	1	25	13	20	13	217
	監視率		15%	56%	82%	50%	33%	19%	31%	37%	33%	31%
薬 種 商 販 売 業	施設数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監視数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監視率		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
特 例 販 売 業	施設数		0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	監視数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監視率		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
医 療 機 器 販 売 業	高度管理 医療機器 等	施設数	130	173	189	66	57	851	213	271	186	3,738
		監視数	56	87	91	31	24	174	52	102	43	1,311
		監視率	43%	50%	48%	47%	42%	20%	24%	38%	23%	35%
	管理医療 機器	施設数	682	759	1,186	394	272	2,552	806	1,203	714	15,770
		監視数	65	1	139	30	5	248	28	142	88	1,148
		監視率	10%	0%	12%	8%	2%	10%	3%	12%	12%	7%
医 療 機 器 貸 与 業	高度管理 医療機器 等	施設数	57	65	91	31	23	461	101	119	69	1,707
		監視数	4	27	47	19	8	91	27	44	13	463
		監視率	7%	42%	52%	61%	35%	20%	27%	37%	19%	27%
	管理医療 機器	施設数	249	331	353	127	102	1,205	334	487	329	6,343
		監視数	65	0	138	30	3	246	28	131	83	1,083
		監視率	26%	0%	39%	24%	3%	20%	8%	27%	25%	17%
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	施設数		2	4	4	0	0	15	5	0	3	49
	監視数		0	3	5	0	0	3	3	0	0	20
	監視率		0%	75%	125%	0%	0%	20%	60%	0%	0%	41%
計	施設数		1,355	1,642	2,125	732	544	6,116	1,748	2,496	1,595	33,236
	監視数		289	259	565	167	68	1,004	204	602	323	6,199
	監視率		21%	16%	27%	23%	13%	16%	12%	24%	20%	19%

総計(さいたま市・川越市・川口市・越谷市を含む)



(3)指導結果

ア 医薬品等一斉監視指導状況

厚生労働省通知に基づき、医薬品等製造販売業者及び製造業者並びに薬局等医薬品販売業者などについて一斉立入検査を実施するとともに、製造販売業者及び卸売販売業者からの収去等による延べ20品目の医薬品等について、県衛生研究所で試験を行ったところ、全て「適」であった。

(ア) 医薬品製造販売業者及び製造業者

a 実施期間 令和5年7月3日～令和5年12月28日(立入検査)

令和5年7月3日～令和6年 3月22日(収去)

b 立入検査結果

業種 \ 区分	監視件数	違反件数
医薬品製造販売業	1	1
医薬品製造業	27	2
医薬部外品製造販売業	5	0
医薬部外品製造業	19	0
化粧品製造販売業	12	0
化粧品製造業	27	0

c 収去品目等状況

国指定品目(県衛生研究所において試験したもの)

品目名	収去検体数	試験機関
オメプラゾール	14	県衛生研究所
計	14	適14

県指定品目(試験項目:無菌試験、定量、承認規格等)

品目名	収去検体数	試験機関
医療用医薬品	3	県衛生研究所
医薬部外品	3	
計	6	適6

(イ) 薬局、医薬品販売業者

薬局及び医薬品販売業者の店舗及び営業所等を対象に、監視を行った。

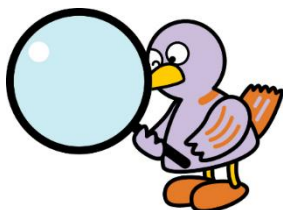
a 実施期間 令和5年7月3日～令和5年12月28日

b 立入調査結果

区分 業種	対象施設数	監視件数	監視率 (%)	違反件数
薬局	2,015	518	25.7	130
店舗販売業	997	141	14.1	27
卸売販売業	426	83	19.5	14
薬種商販売業	0	0	0.0	0
特例販売業	2	0	0.0	0
配置販売業	183	4	2.2	3
計	3,623	746	20.6	174

注：対象施設数は、令和6年3月31日現在

県保健所実施分（違反件数については、掲示、業務手順書の作成等を計上）



イ 医療機器等一斉監視指導状況

医療機器等の一斉監視指導は、医薬品等の一斉監視指導とは別に全国一斉に行われ、令和5年度は医療機器等製造販売業、製造業及び医療機器修理業並びに医療機器販売業・貸与業について一斉立入調査を実施した。

(ア) 医療機器等製造販売業者、製造業者及び医療機器修理業者

a 実施期間 令和5年7月3日～令和5年12月28日

(収去検査については令和5年7月3日～令和6年3月22日)

b 立入調査結果

製造販売業者、製造業者及び修理業者の47件に立入調査を実施し、1件に改善報告を求めた。

c 収去品目等状況調査

製造業4施設から4検体を収去し、検査を行ったところ全て「適」であった。

収去品目等検査状況

品目名	検体数	検査項目	検査結果	検査機関
コンタクトレンズ	4	無菌試験	適合	県衛生研究所

(イ) 医療機器販売業者・貸与業者

各保健所において、医療機器販売業者・貸与業者の営業所(店舗)等を対象に、監視を行った。

a 実施期間 令和5年7月3日～令和5年12月28日

b 立入調査結果

620件に立入調査を実施し、販売(貸与)管理体制等が不適であった53件に指導を行った。

ウ 再生医療等製品一斉監視指導状況

各保健所において、再生医療等製品販売業の営業所について一斉立入調査を行った。

a 実施期間 令和5年7月3日～令和5年12月28日

b 立入調査結果

8件に立入調査を実施し、販売管理体制等が不適であった1件に指導を行った。

(4) 埼玉県医薬品等製造販売業者の回収状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	計
クラスⅠ	0	0	0	0	0
クラスⅡ	9	0	0	10	19
クラスⅢ	0	0	1	0	1
計	9	0	1	10	20

(5) いわゆる健康食品

薬務課で買上検査を実施し、無承認無許可医薬品の流通防止を図った。

試験機関	検体数	医薬品成分検出数
衛生研究所	83	0

(6) 国家検定

ア 対象業者数及び対象品目数(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区分	医薬品の種類	対象事業者数	対象品目数
検定	生物学的製剤	5	21

イ 申請ロット数及び国家検定合格品確認本数(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

試験機関	医薬品の種類	ロット数	国家検定合格品確認本数
国立感染症研究所	生物学的製剤	198	12,645,819

4 薬事講習会

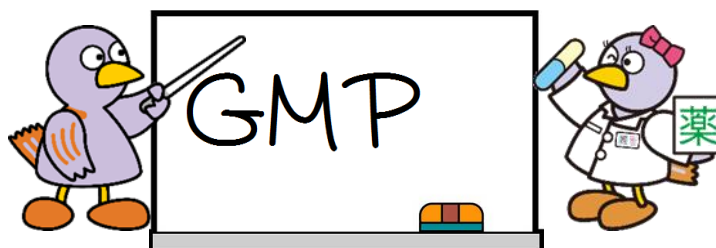
名称	目的	対象者	開催年月日	受講者数	備考
医薬品GMP等研修会	医薬品GMPの定着促進を図る	医薬品製造販売業者・製造業者	R6.2.9 (*1)	1,976人 (*2)	平成13年度から埼玉県製薬協会の主催(県後援)で実施 web開催
医薬部外品・化粧品製造販売業者・製造業者薬事研修会	当該業者の資質の向上を図る	医薬部外品・化粧品製造販売業者・製造業者	R6.2.5～ R6.2.20 (*3)	1,591人 (*4)	平成14年度から埼玉県化粧品工業会の主催(県後援)で実施 オンデマンド配信
医療機器QMS等研修会	医療機器QMSの定着促進を図る	医療機器製造販売業者・製造業者	R4.11.25	131人	平成12年度から埼玉県医療機器工業会の主催(県後援)で実施

*1 R6.2.15～R6.3.9の期間にオンデマンド配信も実施

*2 ライブ及びオンデマンドの視聴者数

*3 オンデマンドの配信期間

*4 オンデマンドの視聴者数



5 ジェネリック医薬品

(1)ジェネリック医薬品割合(数量ベース)

年月	全国	埼玉県
令和6年2月	85.3%	86.1%

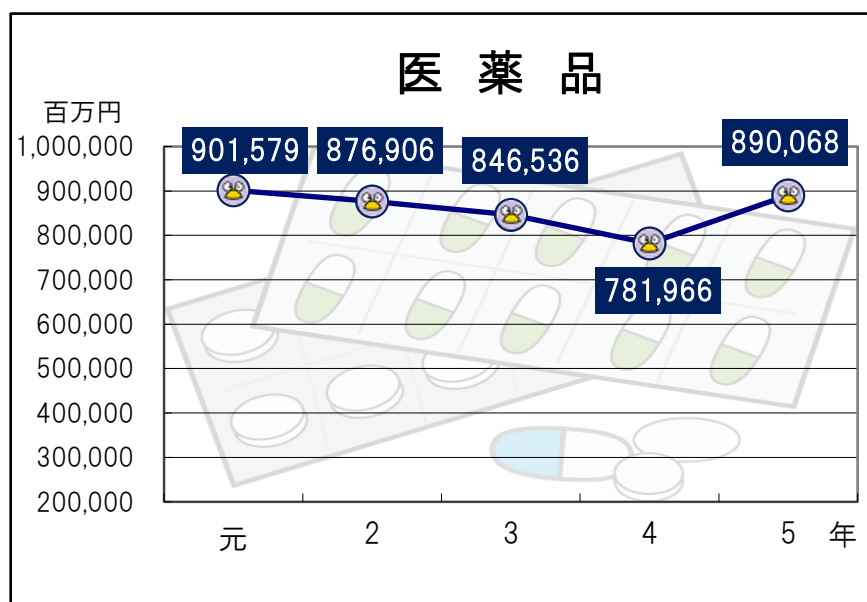
(2)ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況(令和5年度)

- ・埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催(令和6年2月1日)
- ・ジェネリック医薬品使用促進に関する病院訪問
- ・ジェネリック医薬品研修会
- ・ジェネリック医薬品採用リストの更新(8医療機関)
- ・映画館CMの上映
- ・啓発資材の作成・配布(リーフレット、マスク)

Ⅲ 薬事工業生産動態統計調査

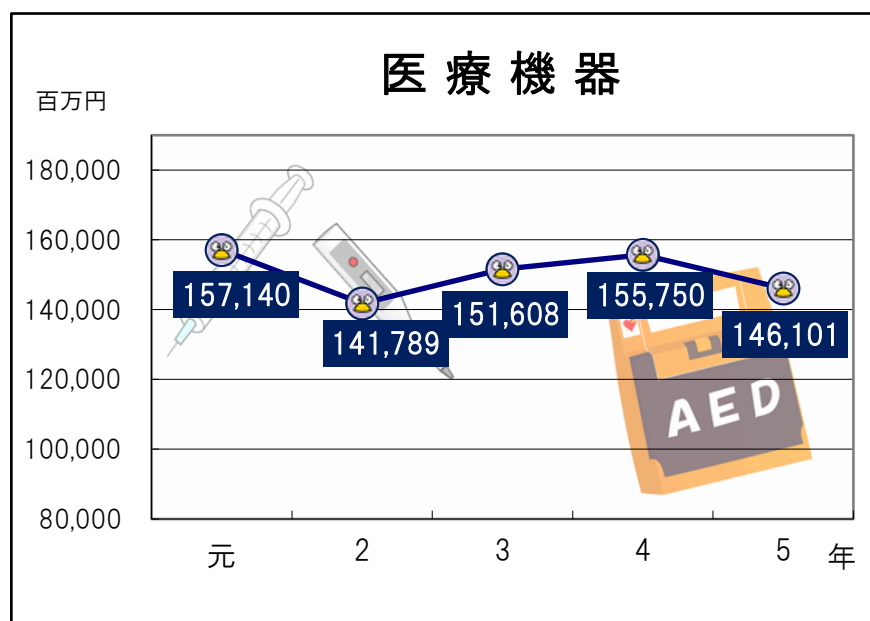
医薬品等の生産金額の推移（出典：薬事工業生産動態統計調査（厚生労働省））

年次	生産金額（百万円）	
	医薬品	医療機器
元	901,579	157,140
2	876,906	141,789
3	846,536	151,608
4	781,966	155,750
5	890,068	146,101



令和5年は

- ・都道府県別生産金額 1位
- ・全国シェア 約8.9%
- ・対前年比 約13.8%増加

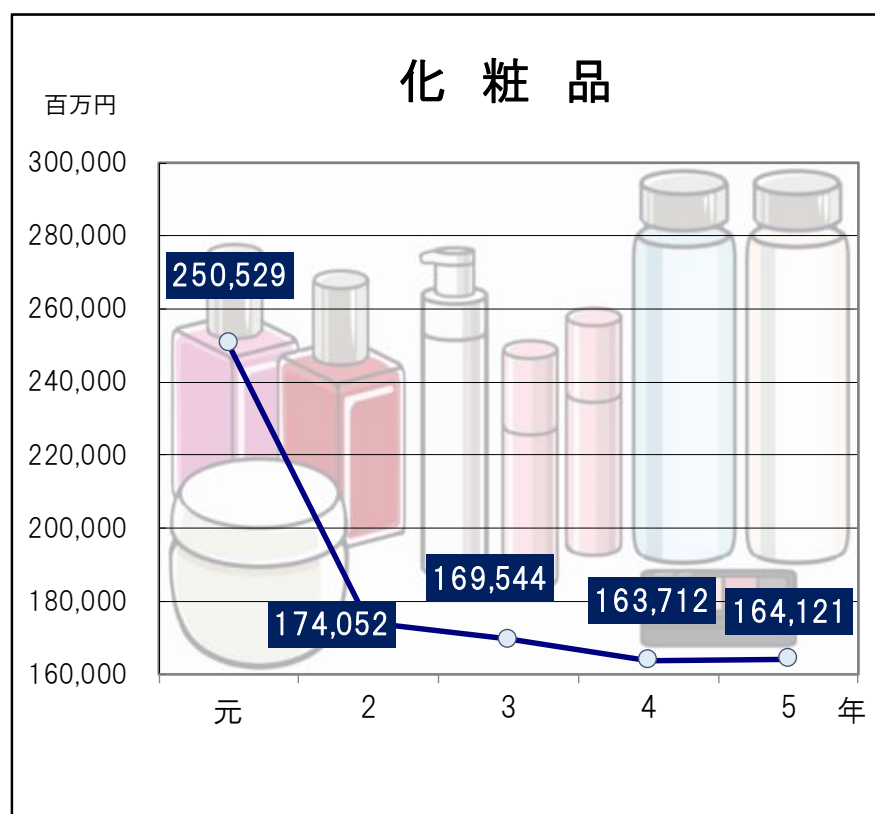


令和5年は

- ・都道府県別生産金額 5位
- ・全国シェア 約5.5%
- ・対前年比 約6.2%減少

【参考】化粧品の生産金額の推移(出典:化学工業統計年報(経済産業省))

年次	生産金額(百万円)
	化粧品
元	250,529
2	174,052
3	169,544
4	163,712
5	164,121



令和5年は

- ・都道府県別生産金額 3位
- ・全国シェア 約11.7%
- ・対前年比 約0.2%増



IV 薬局のかかりつけ機能の強化推進

1 医薬分業の現状と課題

本県では、平成2年度から本格的に分業に関する予算を設定し分業促進を図ってきた。

その結果、処方箋受取率^{注)}は着実に増加し、医薬分業は進展している。

ただし、医療機関の門前に調剤専門薬局が新規開局するなどしているため、患者さんの薬を一元的に管理する「かかりつけ薬剤師・薬局」が育たず、医薬分業の目的に沿わない現状もある。

そこで、日本薬剤師会では、薬歴管理や服薬指導などの徹底を通じて「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及を図り、医薬分業の質的向上を図っている。

また、県は平成26年度から新たに予算措置を行い、埼玉県薬剤師会に委託して「薬局のかかりつけ機能強化推進事業」等を行っている。

処方箋受取率の推移(出典:日本薬剤師会ホームページ)

年度	埼玉県(%)	全国平均(%)
平成 元	9.5	11.3
5	15.1	15.8
10	32.4	30.5
15	55.0	51.6
20	63.5	59.1
25	70.8	67.0
30	78.2	74.0
令和 元	79.0	74.9
2	79.4	75.7
3	78.5	75.3
4	79.7	76.4
5	84.5	80.3

注) 処方箋受取率とは

日本薬剤師会は、「処方箋受取率」を、医薬分業の進展状況の指標としている。

ただし、パーセントは外来患者のうち投薬対象となる患者の割合(直近3年分(令和5年度は、令和2年～令和4年)のデータの平均値から計算)

$$\text{処方箋受取率(\%)} = \frac{\text{処方箋枚数(薬局での受付回数)}}{\text{内科診療(入院外)日数} \times 66.9\% + \text{歯科診療日数} \times 9.9\%}$$

2 薬局のかかりつけ機能の強化推進の状況

薬局のかかりつけ機能の強化推進を目的に、3つの要件(①服薬情報の一元的・継続的把握、②24時間対応・在宅対応、③医療機関等との連携強化)を備えた身近で相談しやすい「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進を強化するため、令和5年度は、一般社団法人埼玉県薬剤師会に委託しての次の事業を実施した。

ア 認知症対応薬局の推進

薬剤師が薬局での窓口対応で認知症の徴候に早期に気づき、家族や医療機関につなぐことで、かかりつけ医をはじめとする多職種と連携して患者や家族を支える役割を果たすことを目的に、認知症患者に対応できる薬剤師の育成強化のための研修会を開催した。

イ ポリファーマシー対策の推進

- 患者本位の安全な薬物療法と医療費の適正化を推進するため、複数の疾患を抱え多剤を処方される高齢者等を対象に、薬剤師が多職種と連携してポリファーマシー対策事業を実施した。
- ポリファーマシー対策を推進するため、薬剤師を対象とした研修会を実施した。

ウ 在宅医療の推進

在宅患者の療養環境の整備を目的として、在宅医療や居住介護を担う薬局・薬剤師を養成する研修会を開催した。

エ オンライン服薬指導の推進

オンライン服薬指導の対応ができる薬局の整備を目的として、オンライン服薬指導に関する研修会を開催した。

在宅患者訪問薬剤管理指導等の届出状況

令和6年4月1日現在

在宅医療関連事項		届出薬局数	全保険薬局に占める割合(%)	保険薬局数 3,158
①	在宅患者訪問薬剤管理指導料	2,805	88.8	
②	在宅患者調剤加算	1,309	41.5	
③	無菌製剤処理加算	280	8.9	
④	かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料	1,924	60.9	

① 在宅患者訪問薬剤管理指導料

通院による療養が困難な患者について、患家を訪問して服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行った場合に算定する。地方厚生局への事前の届出が必要。

② 在宅患者調剤加算

在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合に加算する。地方厚生局への施設基準に係る届出が必要。

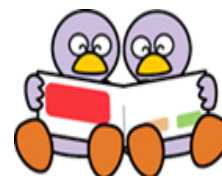
③ 無菌製剤処理加算

無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の中で無菌的な製剤を行った場合の加算。

2以上の注射薬を無菌的に混合して(麻薬の場合は希釈を含む)、中心静脈栄養法用輸液、抗癌腫瘍剤又は麻薬を製剤した場合に算定する。地方厚生局への施設基準に係る届出が必要。

④ かかりつけ薬剤師届出薬局数

患者が選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定する。地方厚生局への事前の届出が必要。



3 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局

(1) 認定数等

	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
令和5年度末	257薬局	10薬局
新規申請	67薬局	3薬局
更新申請	195薬局	7薬局

(2) 地域連携薬局の認定制度の周知

第8次埼玉県地域保健医療計画に地域連携薬局数が指標に位置付けられていることから認定制度の周知を行った。

- ・県ホームページに地域連携薬局に関する制度概要、認定要件、申請手続きについて掲載
- ・県薬剤師会と連携し、薬局関係者が参加する研修会を活用しての概要説明
- ・リーフレットなどの啓発資材の作成配布

V 毒物及び劇物取締法の施行

毒物劇物は、取扱上の事故により、人の健康及び生活環境に多大な被害を及ぼすおそれがある。

県では、毒物劇物に関わる事故等を未然に防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対する立入検査の実施や講習会の開催など、毒物劇物の適正な取扱いや保管等について周知徹底を図った。

1 毒物及び劇物関係施設の状況

(1) 年度別・施設数の推移

各年度3月31日現在

業態 年度	製造業	輸入業	販 売 業			業 務 上 取 扱 者			特 定 毒 物 研 究 者	特 定 毒 物 使 用 者	計
			一 般	農 業 用 品	特 定 目	電 気 処 理	金 属 熱 処 理	運 送			
元	191	55	1,903 (680)	346 (63)	70 (31)	99 (28)	3 (1)	18 (7)	72 (22)	25	2,782 (832)
2	192	59	1,913 (695)	329 (54)	69 (30)	100 (28)	3 (1)	19 (8)	71 (21)	26	2,781 (837)
3	190	60	1,835 (671)	321 (48)	65 (29)	99 (28)	3 (1)	18 (7)	75 (25)	25	2,691 (809)
4	189	60	1,783 (656)	302 (44)	64 (27)	100 (28)	3 (1)	19 (7)	78 (27)	25	2,623 (790)
5	190	60	1,702 (634)	274 (41)	64 (24)	100 (29)	3 (1)	19 (7)	76 (26)	26	2,514 (762)

() 内は内数で、保健所設置市分の合計。ただし、特定毒物研究者については、さいたま市の数である。

(2) 保健所別・施設数

令和6年3月31日現在

業態 保健所名	製造業	輸入業	販 売 業			業 務 上 取 扱 者			特 定 毒 物 研 究 者	特 定 毒 物 使 用 者	計
			一 般	農 業 用 品	特 定 目	電 気 処 理	金 属 熱 処 理	運 送			
南 部	24	6	59	3	1	5			15		113
朝 霞	10	5	125	19	5	11	1		5		181
春日部	10	3	49	8	2	1		2	7	1	83
草 加	30	9	159	11	8	12		6	2		237
鴻 巣	19	12	97	27	7	10			1	6	179
東松山	10	3	43	16		4	1		3		80
坂 戸	14	5	43	7	1			1	5	8	84
狭 山	10	10	146	14	4	11		1	4		200
加 須	10	1	74	32	1	3			3	5	129
幸 手	28	3	101	21	2	5		2	1	1	164
熊 谷	13	1	115	45	7	1			3	3	188
本 庄	10	1	32	21	1	5			1	2	73
秩 父	2	1	25	9	1	3					41
小計	190	60	1,068	233	40	71	2	12	50	26	1,752

業態 保健所名	製造業	輸入業	販 売 業			業 務 上 取 扱 者			特 定 毒 物 研 究 者	特 定 毒 物 使 用 者	計
			一 般	農 業 用 品	特 定 品 目	電 気 め っ き	金 属 熱 処 理	運 送			
さいたま市	-	-	321	16	12	6		3	26	-	384
川越市	-	-	98	9	3	1			-	-	111
越谷市	-	-	70	5	4	6		1	-	-	86
川口市	-	-	145	11	5	16	1	3	-	-	181
小計			634	41	24	29	1	7	26		762

合 計	190	60	1,702	274	64	100	3	19	76	26	2,514
-----	-----	----	-------	-----	----	-----	---	----	----	----	-------

(3)登録・届出状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

区 分 業 態		新 規 登 録 等	登 録 更 新	登 録 変 更	変 更 届			再 交 付	書 換 交 付	廃 止 届	計
					責 任 等	設 備	そ の 他				
製造業		5	35	20	23	8	7	0	1	4	103
輸入業		3	8	5	6	2	4	1	1	3	33
販売業	一 般	59 (27)	225 (82)		166 (73)	31 (11)	51 (26)	3 (3)	11 (5)	157 (64)	703 (291)
	農 業 用 品 目	6 (4)	26 (5)		33 (3)	7 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	38 (9)	115 (22)
	特 定 品 目	4 (0)	10 (5)		3 (3)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	21 (10)
要届出 業務上 取扱者	電 気 め っ き	1 (1)			0 (0)	2 (0)	1 (0)			2 (1)	6 (2)
	金 属 熱 処 理	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)
	運 送	1 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (0)	2 (0)
特 定 毒 物 研 究 者		3 (1)				0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	3 (0)	8 (3)
特 定 毒 物 使 用 者		0 (0)				0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		82 (33)	304 (92)	25 (0)	231 (79)	51 (13)	69 (28)	6 (3)	14 (6)	209 (74)	991 (328)

()内は内数で、保健所設置市分の合計。ただし、特定毒物研究者については、さいたま市の数である。

2 監視指導

毒物劇物等による危害又は事故を未然に防止するため、毒物劇物監視要領に基づき毒物劇物営業所等に立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取り扱い、保管管理の徹底を図った。

(1)監視状況

ア 年度別・監視状況の推移

区分 年度	登 録 ・ 届 出 施 設 数	立 入 検 査 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	立 入 検 査 率 (%)	違 反 率 (%)
元	2,782 (832)	707 (152)	32 (3)	25.4 (18.3)	4.5 (2.0)
2	2,781 (837)	650 (140)	17 (3)	23.4 (16.7)	2.6 (2.1)
3	2,691 (809)	722 (138)	7 (6)	26.8 (17.1)	1.0 (4.3)
4	2,623 (790)	920 (279)	20 (16)	35.1 (35.3)	2.2 (5.7)
5	2,514 (762)	847 (189)	11 (3)	33.7 (24.8)	1.3 (1.6)

()内は内数で、保健所設置市分の合計。登録・届出施設数は、各年度3月31日現在。

イ 業態別・監視状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業態 区分	登 録 ・ 届 出 施 設 数	立 入 検 査 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	立 入 検 査 率 (%)	違 反 率 (%)
製 造 業	190	65	3	34.2	4.6
輸 入 業	60	17	0	28.3	0.0
一 般 販 売 業	1,702 (634)	662 (145)	8 (3)	38.9 (22.9)	1.2 (2.1)
農 業 用 品 目 販 売 業	274 (41)	47 (9)	0 (0)	17.2 (22.0)	0.0 0.0
特 定 品 目 販 売 業	64 (24)	18 (5)	0 (0)	28.1 (20.8)	0 0.0
電 気 め っ き 業	100 (29)	5 (3)	0 (0)	5.0 (10.3)	0.0 (0.0)
金 属 熱 処 理 業	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 0.0	0.0 (0.0)
運 送 業	19 (7)	3 (0)	0 (0)	15.8 0.0	0.0 (0.0)
法第22条第5項の者		1 (1)	0		
特 定 毒 物 研 究 者	76 (26)	28 (26)	0 (0)	36.8 (100.0)	0.0 (0.0)
特 定 毒 物 使 用 者	26	1	0	3.8	0.0
計	2,514 (762)	847 (189)	11 (3)	33.7 (24.8)	1.3 (1.6)

()内は内数で、保健所設置市分の合計。ただし、特定毒物研究者については、さいたま市の数である。

登録・届出施設数は、令和6年3月31日現在。

(2)違反項目及び処分状況

ア 年度別・違反項目及び処分状況の推移

区分 年度	違 反 項 目						処 分 内 容					
	無登録・ 発見件数 無届業者等	取扱基準	譲渡 手続	表示貯蔵陳列 状況	その他	計	登録取消	業務停止	設備改善命令	(始末書等) その他	告 発	備 考
元	3 (1)	0 (0)	14 (3)	16 (0)	3 (0)	36 (4)				32 (3)		
2	5 (2)	0 (0)	3 (1)	8 (0)	4 (0)	20 (3)				17 (3)		
3	2 (2)	1 (1)	4 (4)	1 (0)	0 (0)	8 (7)				8 (7)		
4	2 (2)	2 (1)	11 (8)	5 (2)	8 (5)	28 (18)				19 (15)		
5	7 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (0)	11 (3)				11 (5)		

()内は内数で、保健所設置市分の合計。

イ 業種別・違反項目及び処分状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

区分 業種	登録・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違 反 項 目						処 分 内 容		
				無登録・ 発見件数 無届業者等	取 扱 基 準	譲 渡 手 続	表示・貯蔵・陳列 状況	そ の 他	計	取消・停止等の命令	そ の 他	計
製 造 業	190	65	3	3					3		2	2
輸 入 業	60	17	0									
一 般 販 売 業	1,702 (634)	662 (145)	8 (3)	4 (1)		3 (2)		1 (0)	8 (3)		9 (5)	9 (5)
農業用品目販売業	274 (41)	47 (9)	0 (0)									
特定品目販売業	64 (24)	18 (5)	0 (0)									
電 気 め つ き	100 (29)	5 (3)	0 (0)									
金 属 熱 処 理 業	3 (1)	0 (0)	0 (0)									
運 送 業	19 (7)	3 (0)	0 (0)									

法第22条第5項の 者		1 (1)	0									
特定毒物研究者	76 (26)	28 (26)	0 (0)									
特定毒物使用者	26	1	0									
計	2,514 (762)	847 (189)	11 (3)	7 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (0)	11 (3)		11 (5)	11 (5)

()内は内数で、保健所設置市分の合計。登録・届出施設数は、令和6年3月31日現在。

(3)毒物劇物取扱者試験の実施状況

実施年月日	種類	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
令和5年 12月10日	一般	867	655	344	52.5
	農 業 用 品 目	83	68	14	20.6
	特 定 品 目	6	4	2	50.0
	計	956	727	360	49.5

3 農薬危害防止

(1) 農薬危害防止運動の実施結果

5月1日から8月31日までの4か月間を農薬危害防止強調期間と定め、埼玉県農薬危害防止推進協議会を中心として農薬危害防止運動を展開し、農薬使用者及び販売者等に適正使用を呼びかけた。

同運動では、①農薬取扱者に対しては、広報紙により農薬の取扱いに関する注意を呼びかけ、②農薬使用者に対しては、啓発資材を販売業者に配布することで、農薬の取扱いについて注意を喚起し、③県民に対しては、農薬危害防止運動のポスターを作成し、関係機関等に掲示することで、運動の趣旨徹底等を図った。

ア 実施期間

令和5年5月1日～8月31日

イ 実施施設数

農 協	種苗商	薬 局	その他	計
0	2	70	54	126

ウ 実施結果

調 査 項 目	適	不 適
取扱責任者の在・否	123	0
取扱責任者の管理状況	116	7
貯蔵場所の表示	120	2
容器・被包の表示	122	0
陳列場所の鍵、柵	122	0
貯蔵場所の鍵、柵	121	1
毒物劇物以外の物との混置	120	2
飲食物容器の使用	122	0
譲渡手続	115	11
帳簿・譲渡文書の保存	125	1
盗難・紛失等の措置	122	0
廃棄方法	122	0

エ 不適事項に対する措置

立入検査票又は報告書により改善指導を行った。

指導を行った施設については、改善状況を確認した。

(2) 農薬による中毒事故件数

(単位: 件)

区分 年度	防除等			自殺			その他			計
	治ゆ	死亡	小計	未遂	死亡	小計	中毒のみ	死亡	小計	
元			0			0			0	0
2			0			0			0	0
3			0			0			0	0
4			0			0			0	0
5			0			0			0	0

4 危険物運搬車両の指導取締結果

運搬中における危険物(毒物劇物、火薬類、高圧ガス、消防危険物等)の災害事故の未然防止と危険物取扱者の遵法精神の高揚を図るため、例年、県警生活安全部保安課が実施している危険物運搬車両の取締りに協力しているが、令和5年度は業務の都合で参加できなかった。

5 毒物劇物関係講習会開催状況

名称	年月日	対象	講習内容	受講者数	講師
毒物劇物安全管理研修会	令和6年 2月6日	毒物劇物 製造業者等	毒劇物の適正な 取扱いについて	100人	薬務課職員等

VI 麻薬及び向精神薬・大麻・覚醒剤取締法並びにあへん法の施行

麻薬や覚醒剤は医薬品としてすぐれた効果を有する反面、これら薬物の乱用は個人の健康上の問題にとどまらず、家庭を崩壊し、社会に計り知れない弊害をもたらすものであり、その取り扱いは厳しい法規制の下におかれ、厳重な管理が行われている。

これらの規制薬物を取り扱う麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者に対して、立入検査等により監視指導を行い不正ルートへの流出、不正使用の防止に努めた。

麻薬取扱施設の立入検査については、麻薬取扱数量の多い施設を重点的に実施し、その結果、悪質な違反は認められなかった。

1 麻薬及び向精神薬関係

(1) 年度別・施設数等の推移

ア 麻薬取扱施設(麻薬業務所)数及び麻薬取扱者数

各年度3月31日現在

種別 年度	取 扱 施 設 数								取 扱 者 数					
	卸 売	小 売	病 院	診 療 所	歯 科	飼育動物 診療施設	研 究	計	卸 売	小 売	施 用	管 理	研 究	計
R1	23	2,337	315	1,494	7	436	63	4,675	23	2,337	10,227	746	92	13,425
R2	22	2,395	315	1,499	7	431	86	4,755	22	2,395	10,550	753	86	13,806
R3	22	2,508	315	1,552	8	437	84	4,926	22	2,508	11,163	779	84	14,556
R4	21	2,602	313	1,567	8	428	79	5,018	21	2,602	11,184	804	79	14,690
R5	21	2,659	315	1,548	8	424	73	5,048	21	2,659	11,785	817	72	15,354

イ 向精神薬取扱施設数

各年度3月31日現在

種別 年度	みなし 免許外		みなし免許				病 院	診 療 所	歯 科 診 療 施設	飼育動物 診療施設	試験 研究施設	計
	卸 売	小 売	薬 局	卸 売 販 売 業者	一 般 販 売 業者	卸 売 一 般 販 売 業者						
R1	3	0	2,970	688			342	4,462	3,592	821	76	12,954
R2	3	0	3,028	713			343	4,501	3,593	838	72	13,091
R3	4	0	3,100	712			344	4,571	3,593	857	73	13,254
R4	4	0	3,155	705			342	4,600	3,578	867	69	13,320
R5	4	0	3,202	693			342	4,636	3,554	870	66	13,367

(2)保健所別・麻薬及び向精神薬取扱施設数等

ア 麻薬取扱施設(麻薬業務所)数及び麻薬取扱者数

令和6年3月31日現在

種別 保健所名	取 扱 施 設 数								取 扱 者 数					
	卸 売	小 売	病 院	診 療 所	歯 科	飼 育 動 物 診 療 施 設	研 究	計	卸 売	小 売	施 用	管 理	研 究	計
南 部	0	269	31	154	0	45	0	499	0	269	1,156	89	0	1,514
朝 霞	1	248	28	113	0	34	13	437	1	248	909	63	14	1,235
春日部	2	222	29	113	0	40	0	406	2	222	1,258	71	1	1,554
草 加	1	172	16	96	1	24	1	311	1	172	576	53	1	803
鴻 巣	6	711	51	484	3	114	25	1,394	6	711	3,230	203	22	4,172
東松山	0	91	12	45	0	12	4	164	0	91	215	31	3	340
坂 戸	3	239	32	113	0	30	5	422	3	239	1,347	69	5	1,663
狭 山	1	256	48	147	2	45	18	517	1	256	1,581	96	19	1,953
加 須	2	79	10	52	0	16	0	159	2	79	308	22	0	411
幸 手	1	133	20	72	1	27	2	256	1	133	430	45	2	611
熊 谷	4	148	21	94	0	22	4	293	4	148	560	45	4	761
本 庄	0	56	10	36	0	10	0	112	0	56	116	15	0	187
秩 父	0	35	7	29	1	5	1	78	0	35	99	15	1	150
計	21	2,659	315	1,548	8	424	73	5,048	21	2,659	11,785	817	72	15,354

イ 向精神薬取扱施設数

令和6年3月31日現在

種別 保健所名	みなし免許外		みなし免許		病 院	診 療 所	歯 科 診 療 施 設	飼 育 動 物 診 療 施 設	試 験 研 究 施 設	計
	卸 売	小 売	薬 局	卸 売 販 売 業 者						
南 部	1	0	329	71	31	496	377	71	1	1,377
朝 霞	0	0	284	35	30	389	319	72	6	1,135
春日部	0	0	292	57	31	355	294	71	4	1,104
草 加	0	0	203	95	19	296	249	55	3	920
鴻 巣	2	0	848	169	57	1,363	943	231	15	3,628
東松山	0	0	102	13	13	128	102	32	6	396
坂 戸	0	0	280	52	35	365	291	75	16	1,114
狭 山	0	0	296	36	53	444	354	96	2	1,281
加 須	1	0	100	66	11	130	118	29	1	456
幸 手	0	0	159	68	21	225	205	52	2	732
熊 谷	0	0	187	22	23	268	191	50	6	747
本 庄	0	0	70	6	11	91	64	24	2	268
秩 父	0	0	52	3	7	86	47	12	2	209
計	4	0	3,202	693	342	4,636	3,554	870	66	13,367

* 薬局の開設許可を受けた者は向精神薬小売業者及び向精神薬卸売業者、
医薬品の卸売販売業の許可を受けた者は向精神薬卸売業者とみなす。

(3)免許・届出状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

区 分		種 別	
		麻 薬 取 扱 者	向 精 神 薬 取 扱 者
免 許 ・ 登 録		6,969	2
免 許 ・ 登 録 失 効		6,002	2
記 載 事 項 変 更 届 出		1,682	5
免 許 失 効 等 に よ る 譲 渡 届 出		74	
麻 薬 廃 棄 届 出		1,736	
調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届 出		2,120	
事 故 届 出	盗 取	1	3
	所 在 不 明	6	6
	滅 失	235	0
	そ の 他	14	16
	計	256	25
麻 薬 中 毒 者 診 断 届 出		0	

(4)業態別麻薬廃棄届出件数

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業態 区分	家庭麻薬 製造業者	元卸	卸売	小 売	施用	管 理	研究	その他	計
麻 薬 廃 棄 届	-	7	19	1,352	41	293	9	15	1,736
調剤済麻薬廃棄届	-	-	-	1,336	7	777	-	-	2,120

(5)立入検査結果

ア 麻薬立入検査状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業 務 所	区 分	麻 薬 業 務 所 数	立 入 検 査 件 数	違 反 業 務 所 数	項 目 別 違 反 件 数																	処 分 内 容					
					麻 向 法 第 十 二 条	輸 入 輸 出 製 造 製 剤 小 分	譲 渡 ・ 譲 受	施 用 ・ 処 方 せ ん の 交 付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 ・ 容 器 及 び 被 包 の 記 載	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	管 理 ・ 保 管	帳 簿	施 用 に 関 する 記 録	そ の 他	届 出		保 存		計	送 致	報 告 命 令	始 末 書 等	口 頭 説 諭	計	
																	報 告 （ 半 期 報 年 報 ）	中 毒	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	簿							施 用 に 関 する 記 録 （ 処 方 せ ん ）
元卸売業者	7	7																									
卸売業者	21	18																									
小売業者	2,659	1,194	8		8			1											9			3	7	10			
病 院	315	271																									
一般診療所	1,548	60	3				1		2					1						4			1	3	4		
歯科診療所	8																										
飼育動物診療施設	424	21				1														1			1		1		
研究施設	73	6																									
計	5,055	1,577	11	0	0	9	1	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	0	0	5	10	15

* 麻薬業務所数は、令和6年3月31日現在
* 麻薬元卸売業者の免許権者は、厚生労働大臣

イ 向精神薬関係立入検査状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業 務 所	区 分	向 精 神 薬 取 扱 施 設 数	立 入 検 査 件 数	違 反 施 設 数	項 目 別 違 反 件 数												処 分 内 容						
					輸 入	輸 出	製 造 等	譲 渡 等	容 器 ・ 被 包 の 記 録	取 扱 責 任 者	保 管 ・ 管 理	廃 棄	事 故 届	記 録 届	年 間 届	そ の 他	計	告 発 ・ 送 致	停 止 ・ 取 消	措 置 ・ 改 善 等 命 令	始 末 書	口 頭 説 諭	計
卸売業者		4	1																				
小売業者																							
みなし薬局		3,202	1,405				1								1					1	1		
みなし卸売 販売業者		693	143																				
病 院		342	374																				
一般診療 所		4,636	75																				
歯科診療 所		3,554	3																				
飼育動物 診療施設		870	19																				
試験研究 施 設		66	4																				
計		13,367	2,024	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	

* 向精神薬取扱施設数は、令和6年3月31日現在

(6)麻薬中毒者観察指導対象者数

令和6年3月31日

総 数	観察指導対象者					解除条件	末期疾病 中 毒 者 届出件数
	第1類	第2類	第3類	所在不明	計		
12	6	2	3	1	12	0	0

昭和40年4月10日付け薬発第303号厚生省薬務局長通知「麻薬中毒者等に対する観察指導要綱の実施について」に基づき実施した。

(7)麻薬及び向精神薬・あへん・大麻事犯検挙処理状況

令和5年1月1日～令和5年12月31日

種別	検挙 人員	薬務課処理		警察処理	
		麻薬等 取扱者	その他	麻薬等 取扱者	その他
麻薬及び 向精神薬	34				34
あ へ ん	0				0
大 麻	187				187

(8)県内麻薬卸売業者麻薬譲渡数量

令和5年1月1日～令和5年12月31日

番号	品 名	容 器			譲渡容器数
		容量	数量	単位	
1	アヘン末		5	g	0
2	アヘン散		25	g	33
3	アヘンチンキ		25	mL	1,007
4	アヘン・トコソ散		25	g	0
5	アヘンアルカロイド塩酸塩		5	g	0
6	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	1mL×	10	A	0
7	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	1mL×	10	A	0
8	弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1mL×	10	A	0
9	アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1mL×	10	A	0
10	モルヒネ塩酸塩水和物		5	g	21
11	モルヒネ塩酸塩錠	10mgPTP	80	T	1,242
12	モルヒネ塩酸塩錠	10mg	100	T	0
13	ハシ・フカフセル 30mg	30mg	50	Cap	7
14	ハシ・フカフセル 60mg	60mg	50	Cap	0
15	ハシ・フカフセル 120mg	120mg	50	Cap	5
16	モルヒネ塩酸塩注 10mg	1mL×	10	A	3,923
17	モルヒネ塩酸塩注 50mg	5mL×	5	A	1,869
18	モルヒネ塩酸塩注 50mg	5mL×	10	A	0
19	モルヒネ塩酸塩注 200mg	5mL×	5	A	894
20	モルヒネ塩酸塩注 100mg シリンジ	10mL×	5	本	4
21	フレヘノン注 50mg シリンジ	5mL×	5	本	0
22	フレヘノン注 100mg シリンジ	10mL×	5	本	0
23	モルヒネ・アトロピン注射液	1mL×	10	A	0
24	アンヘック坐剤 10mg	10mg	50	個	1,095
25	アンヘック坐剤 20mg	20mg	50	個	137
26	アンヘック坐剤 30mg	30mg	30	個	75
27	オフソ内服液 5mg	5mg	20	包	8,012
28	オフソ内服液 10mg	10mg	20	包	2,501
29	MS コンチン錠 10mg	10mg	100	T	0
30	MS コンチン錠 10mg	10mgPTP	100	T	512
31	MS コンチン錠 10mg	10mgPTP	200	T	0
32	MS コンチン錠 30mg	30mgPTP	100	T	85
33	MS コンチン錠 60mg	60mgPTP	100	T	17
34	カテ・イアンカフセル 20mg	20mgPTP	50	Cap	0
35	カテ・イアンカフセル 30mg	30mgPTP	50	Cap	0
36	カテ・イアンカフセル 60mg	60mgPTP	50	Cap	0
37	モルヘス細粒 2%	0.5g	40	包	0
38	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包 10mg	0.5g	40	包	604
39	モルヘス細粒 6%	0.5g	40	包	1
40	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包 30mg	0.5g	40	包	71
41	MS ツワイスロンカフセル 10mg	10mgPTP	40	Cap	12
42	MS ツワイスロンカフセル 10mg	10mgPTP	100	Cap	0
43	MS ツワイスロンカフセル 30mg	30mgPTP	40	Cap	0
44	MS ツワイスロンカフセル 30mg	30mgPTP	100	Cap	0
45	MS ツワイスロンカフセル 60mg	60mgPTP	40	Cap	0
46	コテ・インリン酸塩水和物		5	g	0
47	コテ・インリン酸塩水和物		25	g	34
48	コテ・インリン酸塩散 10%		50	g	65
49	コテ・インリン酸塩散 10%		100	g	417
50	コテ・インリン酸塩錠	20mg	50	T	0

番号	品 名	容 器			譲渡容器数
		容量	数量	単位	
51	コ テ ` イ ン リ ン 酸 塩 錠	20mgPTP	50	T	1,844
52	コ テ ` イ ン リ ン 酸 塩 錠	20mg	100	T	0
53	コ テ ` イ ン リ ン 酸 塩 錠	20mgPTP	100	T	5,135
54	シ ` ヒ ト ` ロ コ テ ` イ ン リ ン 酸 塩		5	g	25
55	シ ` ヒ ト ` ロ コ テ ` イ ン リ ン 酸 塩 散 10%		50	g	0
56	複 方 オ キ シ コ ト ` ン 注 射 液	1mL×	10	A	0
57	複 方 オ キ シ コ ト ` ン ・ ア ト ロ ピ ` ン 注 射 液	1mL×	10	A	0
58	オ キ ノ - ム 散 2.5mg (オ キ ノ - ム 散 0.5%)	0.5g	30	包	9,005
59	オ キ ノ - ム 散 5mg (オ キ ノ - ム 散 0.5%)	1g	30	包	7,845
60	オ キ ノ - ム 散 10mg (オ キ ノ - ム 散 0.5%)	2g	30	包	0
61	オ キ ノ - ム 散 10mg (オ キ ノ - ム 散 1%)	1g	30	包	5,851
62	オ キ ノ - ム 散 20mg (オ キ ノ - ム 散 2%)	1g	30	包	1,343
63	オ キ シ コ ン チ ン 錠 5mg	5mgPTP	20	T	0
64	オ キ シ コ ン チ ン 錠 5mg	5mgPTP	100	T	0
65	オ キ シ コ ン チ ン 錠 10mg	10mgPTP	20	T	0
66	オ キ シ コ ン チ ン 錠 10mg	10mgPTP	100	T	0
67	オ キ シ コ ン チ ン 錠 20mg	20mgPTP	20	T	0
68	オ キ シ コ ン チ ン 錠 20mg	20mgPTP	100	T	0
69	オ キ シ コ ン チ ン 錠 40mg	40mgPTP	20	T	0
70	オ キ シ コ ン チ ン 錠 40mg	40mgPTP	100	T	0
71	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 5mg	5mgPTP	20	T	3,315
72	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 5mg	5mgPTP	100	T	1,619
73	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 10mg	10mgPTP	20	T	1,441
74	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 10mg	10mgPTP	100	T	568
75	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 20mg	20mgPTP	20	T	688
76	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 20mg	20mgPTP	100	T	544
77	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 40mg	40mgPTP	20	T	520
78	オ キ シ コ ン チ ン TR 錠 40mg	40mgPTP	100	T	218
79	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 5mg	5mgPTP	20	T	0
80	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 5mg	5mgPTP	100	T	0
81	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 10mg	10mgPTP	20	T	0
82	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 10mg	10mgPTP	100	T	0
83	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 20mg	20mgPTP	20	T	0
84	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 20mg	20mgPTP	100	T	0
85	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 40mg	40mgPTP	20	T	0
86	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 40mg	40mgPTP	100	T	0
87	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 5mgNX	5mgPTP	20	T	3,909
88	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 5mgNX	5mgPTP	100	T	2,106
89	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 10mgNX	10mgPTP	20	T	2,726
90	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 10mgNX	10mgPTP	100	T	905
91	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 20mgNX	20mgPTP	20	T	2,069
92	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 20mgNX	20mgPTP	100	T	556
93	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 40mgNX	40mgPTP	20	T	984
94	オ キ シ コ ト ` ン 徐 放 錠 40mgNX	40mgPTP	100	T	285
95	オ キ シ コ ト ` ン 錠 2.5mg	2.5mgPTP	20	T	0
96	オ キ シ コ ト ` ン 錠 2.5mg	2.5mgPTP	100	T	0
97	オ キ シ コ ト ` ン 錠 5mg	5mgPTP	20	T	0
98	オ キ シ コ ト ` ン 錠 5mg	5mgPTP	100	T	0
99	オ キ シ コ ト ` ン 錠 10mg	10mgPTP	20	T	0
100	オ キ シ コ ト ` ン 錠 10mg	10mgPTP	100	T	0

番号	品 名	容 器			譲渡容器数
		容量	数量	単位	
101	オ キ シ コ ト ン 錠 20mg	20mgPTP	20	T	0
102	オ キ シ コ ト ン 錠 20mg	20mgPTP	100	T	0
103	オ キ シ コ ト ン 錠 2.5mgNX	2.5mgPTP	20	T	259
104	オ キ シ コ ト ン 錠 2.5mgNX	2.5mgPTP	100	T	13
105	オ キ シ コ ト ン 錠 5mgNX	5mgPTP	20	T	174
106	オ キ シ コ ト ン 錠 5mgNX	5mgPTP	100	T	30
107	オ キ シ コ ト ン 錠 10mgNX	10mgPTP	20	T	75
108	オ キ シ コ ト ン 錠 10mgNX	10mgPTP	100	T	2
109	オ キ シ コ ト ン 錠 20mgNX	20mgPTP	20	T	11
110	オ キ シ コ ト ン 錠 20mgNX	20mgPTP	100	T	0
111	オキシコトン徐放カプセル5mg	5mgPTP	40	Cap	552
112	オキシコトン徐放カプセル5mg	5mgPTP	100	Cap	113
113	オキシコトン徐放カプセル10mg	10mgPTP	40	Cap	74
114	オキシコトン徐放カプセル10mg	10mgPTP	100	Cap	9
115	オキシコトン徐放カプセル20mg	20mgPTP	40	Cap	185
116	オキシコトン徐放カプセル20mg	20mgPTP	100	Cap	9
117	オキシコトン徐放カプセル40mg	40mgPTP	40	Cap	29
118	オキシコトン徐放カプセル40mg	40mgPTP	100	Cap	0
119	オキシコトン内服液2.5mg	2.5mg	20	包	1,378
120	オキシコトン内服液5mg	5mg	20	包	645
121	オキシコトン内服液10mg	10mg	20	包	696
122	オキシコトン内服液20mg	20mg	20	包	193
123	オ キ フ ァ ス ト 注 10mg	1mL×	10	A	1,333
124	オ キ フ ァ ス ト 注 50mg	5mL×	5	A	1,391
125	オキシコトン注射液10mg	1mL×	10	A	699
126	オキシコトン注射液50mg	5mL×	5	A	2027
127	メ テ ハ ニ ー ル 錠 2 m g	2mg	100	T	0
128	メ テ ハ ニ ー ル 錠 2 m g	2mgPTP	100	T	10
129	ナ ル サ ス 錠 2mg	2mgPTP	20	T	7140
130	ナ ル サ ス 錠 2mg	2mgPTP	100	T	1568
131	ナ ル サ ス 錠 6mg	6mgPTP	20	T	4137
132	ナ ル サ ス 錠 6mg	6mgPTP	100	T	540
133	ナ ル サ ス 錠 12mg	12mgPTP	20	T	1390
134	ナ ル サ ス 錠 12mg	12mgPTP	100	T	111
135	ナ ル サ ス 錠 24mg	24mgPTP	20	T	1020
136	ナ ル サ ス 錠 24mg	24mgPTP	100	T	33
137	ナ ル ラ ヒ ト 錠 1mg	1mgPTP	20	T	6707
138	ナ ル ラ ヒ ト 錠 1mg	1mgPTP	100	T	2076
139	ナ ル ラ ヒ ト 錠 2mg	2mgPTP	20	T	3440
140	ナ ル ラ ヒ ト 錠 2mg	2mgPTP	100	T	1001
141	ナ ル ラ ヒ ト 錠 4mg	4mgPTP	20	T	2214
142	ナ ル ラ ヒ ト 錠 4mg	4mgPTP	100	T	497
143	ナ ル ヘ イン 注 2mg	2mg1mL	10	A	6198
144	ナ ル ヘ イン 注 20mg	20mg2mL	10	A	2661
145	コ カ イン 塩 酸 塩		5	g	0
146	ヘ チ シ ン 塩 酸 塩		1	g	0
147	ヘチシン塩酸塩注射液	35mg1mL	10	A	12033
148	ヘチシン塩酸塩注射液	50mg1mL	10	A	151
149	弱ヘチロルファン注射液	1mL×	10	A	0
150	ヘチロルファン配合注LD	1mL×	10	A	17

番号	品 名	容 器			譲渡容器数
		容量	数量	単位	
151	ヘ°チロルフアン注射液	1mL×	10	A	1
152	ヘ°チロルフアン配合注HD	1mL×	10	A	95
153	フェンタニル注射液 0.1mg	2mL×	10	A	56,298
154	フェンタニル注射液 0.25mg	5mL×	5	A	15,261
155	フェンタニル注射液 0.5mg	10mL×	5	A	21,819
156	テ°ュロテッフ°MTハ°ッチ 2.1mg	2.1mg	5	枚	2,235
157	テ°ュロテッフ°MTハ°ッチ 4.2mg	4.2mg	5	枚	1,199
158	テ°ュロテッフ°MTハ°ッチ 8.4mg	8.4mg	5	枚	473
159	テ°ュロテッフ°MTハ°ッチ 12.6mg	12.6mg	5	枚	83
160	テ°ュロテッフ°MTハ°ッチ 16.8mg	16.8mg	5	枚	281
161	フェンタニル3日用テ°フ° 2.1mg	2.1mg	5	枚	262
162	フェンタニル3日用テ°フ° 4.2mg	4.2mg	5	枚	150
163	フェンタニル3日用テ°フ° 8.4mg	8.4mg	5	枚	25
164	フェンタニル3日用テ°フ° 12.6mg	12.6mg	5	枚	12
165	フェンタニル3日用テ°フ° 16.8mg	16.8mg	5	枚	16
166	フ エ ン ト ス テ ° フ ° 0.5mg	0.5mg	7	枚	19,943
167	フ エ ン ト ス テ ° フ ° 1mg	1mg	7	枚	18,309
168	フ エ ン ト ス テ ° フ ° 2mg	2mg	7	枚	12,551
169	フ エ ン ト ス テ ° フ ° 4mg	4mg	7	枚	4,518
170	フ エ ン ト ス テ ° フ ° 6mg	6mg	7	枚	1,625
171	フ エ ン ト ス テ ° フ ° 8mg	8mg	7	枚	1,946
172	ワ ン テ ° ュ ロ ハ ° ッ チ 0.84mg	0.84mg	7	枚	658
173	ワ ン テ ° ュ ロ ハ ° ッ チ 1.7mg	1.7mg	7	枚	418
174	ワ ン テ ° ュ ロ ハ ° ッ チ 3.4mg	3.4mg	7	枚	277
175	ワ ン テ ° ュ ロ ハ ° ッ チ 5mg	5mg	7	枚	63
176	ワ ン テ ° ュ ロ ハ ° ッ チ 6.7mg	6.7mg	7	枚	408
177	フェンタニル1日用テ°フ° 0.84mg	0.84mg	7	枚	66
178	フェンタニル1日用テ°フ° 1.7mg	1.7mg	7	枚	96
179	フェンタニル1日用テ°フ° 3.4mg	3.4mg	7	枚	5
180	フェンタニル1日用テ°フ° 5mg	5mg	7	枚	76
181	フェンタニル1日用テ°フ° 6.7mg	6.7mg	7	枚	2
182	フェンタニルクエン酸塩1日用テ°フ° 0.5mg	0.5mg	7	枚	72
183	フェンタニルクエン酸塩1日用テ°フ° 1mg	1mg	7	枚	7,797
184	フェンタニルクエン酸塩1日用テ°フ° 2mg	2mg	7	枚	4,995
185	フェンタニルクエン酸塩1日用テ°フ° 4mg	4mg	7	枚	2,285
186	フェンタニルクエン酸塩1日用テ°フ° 6mg	6mg	7	枚	509
187	フェンタニルクエン酸塩1日用テ°フ° 8mg	8mg	7	枚	769
188	ラ フ エ ン タ テ ° フ ° 1.38mg	1.38mg	5	枚	0
189	ラ フ エ ン タ テ ° フ ° 2.75mg	2.75mg	5	枚	0
190	ラ フ エ ン タ テ ° フ ° 5.5mg	5.5mg	5	枚	0
191	ラ フ エ ン タ テ ° フ ° 8.25mg	8.25mg	5	枚	0
192	ラ フ エ ン タ テ ° フ ° 11mg	11mg	5	枚	3
193	イ°フエンハ°ッカル錠 50 μ g	50 μ g	20	T	83
194	イ°フエンハ°ッカル錠 100 μ g	100 μ g	20	T	126
195	イ°フエンハ°ッカル錠 200 μ g	200 μ g	20	T	16
196	イ°フエンハ°ッカル錠 400 μ g	400 μ g	20	T	6
197	イ°フエンハ°ッカル錠 600 μ g	600 μ g	20	T	0
198	イ°フエンハ°ッカル錠 800 μ g	800 μ g	20	T	0

番号	品 名	容 器			譲渡容器数
		容量	数量	単位	
199	アフ`ストラル 舌下錠 100 μ g	100 μ g	40	T	1414
200	アフ`ストラル 舌下錠 200 μ g	200 μ g	40	T	616
201	アフ`ストラル 舌下錠 400 μ g	400 μ g	40	T	98
202	タ ラ モ ナ - ル	2mL $\times$	10	A	0
203	アルチハ` 静注用 2mg	2mg	5	V	5,863
204	アルチハ` 静注用 5mg	5mg	5	V	52
205	レミフェンタニル 静注用 2mg	2mg	5	V	27,523
206	レミフェンタニル 静注用 5mg	5mg	5	V	3,855
207	メサヘ`イン錠 5mg	5mgPTP	40	T	869
208	メサヘ`イン錠 5mg	5mgPTP	100	T	0
209	メサヘ`イン錠 10mg	10mgPTP	40	T	625
210	メサヘ`イン錠 10mg	10mgPTP	100	T	2
211	タヘ`ンタ錠 25mg	25mgPTP	40	T	2,316
212	タヘ`ンタ錠 50mg	50mgPTP	40	T	1,074
213	タヘ`ンタ錠 100 mg	100mgPTP	40	T	1,346
214	ケタラ`ル 静注用 50 mg	5mL $\times$	5	A	1,395
215	ケタラ`ル 静注用 200 mg	20mL $\times$	1	V	2,074
216	ケタラ`ル 静注用 200 mg	20mL $\times$	10	V	90
217	ケタラ`ル 筋注用 500 mg	10mL $\times$	1	V	1,064
218	ケタラ`ル 筋注用 500 mg	10mL $\times$	10	V	149
219	ケ タ ミ ン 注 5%	50mL $\times$	1	V	133
220	ケ タ ミ ン 注 10%	10mL $\times$	5	V	32

2 大麻・けし関係

(1) 事犯検挙状況

(県警本部調べ)

区分 \ 年次	元	2	3	4	5
検挙人員(人)	123	119	143	123	187
押収量(kg)	9.4	2.3	22.1	13.3	38.9

(2) 立入検査

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業種 \ 区分	取扱施設数*	立入検査件数	違反施設数
大麻栽培者	0	0	0
大麻研究者	7	0	0

* 取扱施設数は令和6年3月31日現在

(3) 不正大麻・けし撲滅運動の実施結果

ア 実施期間

令和5年5月1日～6月30日

イ 啓発活動

(ア) 県・市町村広報紙(約131万部)・ホームページに啓発記事を掲載

(イ) ポスター・リーフレットの配布

配布先	ポスター(枚)	リーフレット(枚)
県保健所	130	910
さいたま市	140	1,150
川越市	30	80
越谷市	20	80
川口市	15	80
県内中学校・高等学校	657	657
大学・短期大学	57	114
県農林部	11	21
県警察本部	100	200
その他	80	108
計	1,240	3,400

ウ 児童・生徒に対する啓発指導

(ア)各中学校、高等学校、大学等にポスター及びパンフレットを配布し、生徒及び学生に対する啓発指導について、県教育委員会教育長及び各学校長等に協力を依頼した。

(イ)保健所を通じて、市町村等にポスター及びパンフレットを配布した。

(ウ)各小学校、中学校における薬物乱用防止教室において、薬物乱用防止指導員が児童・生徒に対して大麻の有害性や違法なけしについて講義を行った。

エ 集会等の場の利用講習会、研修会等による啓発

保健所、関係団体の講習会、研修会等を利用して、大麻・けしに関する知識の普及及び本運動の周知を行った。

オ 保健所職員等による大麻・けしの発見・除去数

(ア)巡回日数 延べ125日

(イ)大 麻 0件 0本

(ウ)け し 204件 14,202本(30市11町)

3 覚醒剤関係

(1) 保健所別・覚醒剤関係指定状況

令和6年3月31日

業態 保健所	覚 醒 剤				覚 醒 剤 原 料			
	施用機関		研究者	計	製造・ 輸入業者	取扱者	研究者	計
	大臣指定	知事指定						
南 部				4		4	1	5
朝 霞			4			4	1	5
春日部				1		4		4
草 加			1			1		1
鴻 巣			8	8		8	8	16
東松山			2	2				
坂 戸			1	1		8	1	9
狭 山			1	1		5	1	6
加 須						2		2
幸 手						2		2
熊 谷						7	2	9
本 庄							2	2
秩 父								0
計			17	17		45	16	61

(2)立入検査結果

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業 務 所 区 分			覚 醒 剤 等 業 務 所 数	立 入 検 査 件 数	違 反 施 設 数	項 目 別 違 反 数						処 分 内 容			
						譲 渡 ・ 譲 受	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	廃 棄	保 管 ・ 管 理	帳 簿	そ の 他	送 致	報 告 命 令	始 末 書 等	そ の 他
覚 醒 剤	施用機関	大 臣													
		知 事													
	研 究 者		17												
	小 計		17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚 醒 剤 原 料	輸 入 業 者														
	製 造 業 者														
	取 扱 者		46	21											
	研 究 者		16	3											
	薬 局		3,202	1,405	1			1							1
	病 院 ・ 診 療 所		8,532	452	1			1							1
	飼育動物診療施設		870	19											
	小 計		12,666	1,900	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
計			12,683	1,900	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2

* 覚醒剤等業務所数は、令和6年3月31日現在

** 薬局・病院・診療所は、指定を受けないで覚醒剤原料の調剤を行うことができる業務所である。

(3)覚醒剤事犯検挙件数

(県警本部調べ)

区分 \ 年次	30	元	2	3	4
検 挙 人 員 (人)	438	352	403	337	265
押 収 数 (g)	2,714	28,219	5,090	110,257	4,259

(4)覚醒剤施用機関等の覚醒剤施用数量報告

ア 覚醒剤施用機関の施用数量等報告

令和4年12月1日～令和5年11月30日

品 名	期 初 所有数量	譲受数量	施用数量	施用交付 数 量	廃棄数量	その他	期末所有 数 量
塩酸フェニルメチルアミノプロパン末							
同 錠							
同 注							
硫酸フェニルアミノプロパン 末							
同 錠							
同 注							

イ 覚醒剤研究者の使用数量等報告

令和4年12月1日～令和5年11月30日

品 名	期 初 所有数量	譲受数量	製造数量	使用数量	廃棄数量	その他	期末所有 数 量
塩酸フェニルメチルアミノプロパン末	9.1908g	1.8231g	—	0.0654g	—	0.9926g	9.9559g
同 錠	—	—	—	—	—	—	—
同 注	2.5mL	2.5mL	—	0.12mL	—	—	2.38mL
硫酸フェニルアミノプロパン 末	0.012g	—	—	—	—	—	0.012g
同 錠	—	—	—	—	—	—	—
同 注	—	—	—	—	—	—	—

(5)覚醒剤等捜査関係事項照会回答件数

区分 年月	覚醒剤	大 麻	麻 薬	向精神薬	その他	計
令和5年 4月	45	38	4			87
5月	5	38	7			50
6月	49	35	8			92
7月	45	34	11			90
8月	39	32	3	1		75
9月	34	31	11			76
10月	79	46	6			131
11月	39	37	9			85
12月	43	26	8		1	78
令和6年 1月	56	44	13		1	114
2月	44	17	12		1	74
3月	42	33	7		2	84
計	520	411	99	1	5	1,036

4 薬物乱用対策

昭和48年に薬物乱用防止対策推進埼玉県本部(平成23年6月に埼玉県薬物乱用対策推進会議に名称変更)を設置し、関係機関及び関係団体が緊密な連携を図りながら、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物事犯の取締り及び各種啓発活動を行っている。

また、覚醒剤等の薬物乱用防止の啓発活動を積極的に行うため、知事が委嘱した保護司や薬剤師などの薬物乱用防止指導員約400人が、地域において各種キャンペーンや講演などを通じ啓発活動を実践している。

(1)埼玉県薬物乱用対策推進会議の開催

麻薬、覚醒剤等の薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係行政機関等で構成する埼玉県薬物乱用対策推進会議を開催した。

日 時 令和5年8月28日(月)

場 所 (書面開催)

議 題 埼玉県薬物乱用対策推進計画の埼玉県地域保健医療計画への統合について
次期計画「薬物乱用対策の推進(案)」について
第3次埼玉県薬物乱用対策推進計画【令和4年度 取組結果】について
第3次埼玉県薬物乱用対策推進計画【令和5年度 実施計画】について
関係機関及び関係団体における薬物乱用対策の取組みについて

(2)薬物乱用防止指導員による啓発活動

知事の委嘱した薬物乱用防止指導員が各地域で6. 26ヤング街頭キャンペーンや学校における薬物乱用防止教室などで積極的な啓発活動を行った。

ア 薬物乱用防止に関するキャンペーン等の啓発活動

6. 26ヤング街頭キャンペーン(6月20日～7月19日)

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止キャンペーン(10月1日～11月30日)

イ 学校や地域における講習会等の講演活動

学校の薬物乱用防止教室 159回 受講者32,242人

【参考】薬物乱用防止指導員の変遷

- ① 昭和61年度 覚せい剤乱用防止推進員400人を設置
- ② 平成4年度 県内10地区で覚せい剤乱用防止推進員の組織化
- ③ 平成5年度 地区協議会の会長で構成する「埼玉県覚せい剤乱用防止推進員連合協議会」を設立(設立年月日 平成6年1月12日)
- ④ 平成12年度 覚せい剤乱用防止推進員を薬物乱用防止指導員に名称変更
- ⑤ 平成22年度 保健所再編に合わせ、平成22年4月1日から10地区協議会を13の保健所管内薬物乱用防止指導員協議会に再編。

地 区 協 議 会 の 名 称	担 当 区 域
南部保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	川口市、蕨市、戸田市
朝霞保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	春日部市、越谷市、松伏町
草加保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	さいたま市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	行田市、加須市、羽生市

地 区 協 議 会 の 名 称	担当区域
幸手保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

(3)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施結果

ア 6.26ヤング街頭キャンペーン

活動場所	県内13保健所管内
活動内容	・リーフレット等の配布 54,980枚 ・ポケットティッシュの配布 ・のぼり、横断幕掲出など6.26ヤング街頭キャンペーン啓発資材の活用
参 加 者	626人

イ 地域団体キャンペーン

活動場所	県内全域
活動内容	・リーフレット等の配布 34,324枚 ・ポスター及びのぼりの利用
参加者	213人
参加店舗数	217店
募金箱設置店舗数	175店

ウ 募金額

6.26ヤング街頭キャンペーン	37,065 円
地域団体キャンペーン	794,522 円
職域募金(薬事関係団体等)	600,058 円
職域募金(官公庁)	392,012 円
ライオンズクラブ	585,000 円
計	2,408,657 円

(4) 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施結果

活動場所	県内全域(29会場及び窓口・店頭配布等)
活動内容	・リーフレット等の配布 81,465枚 ・薬物乱用防止啓発用パネルの掲示

(5) 危険ドラッグ対策

ア 危険ドラッグの指導・取締り

危険ドラッグの販売が疑われる店舗については県警本部と連携して実態把握に努め、インターネットサイトについては専用回線を使用して随時監視を行った。

危険ドラッグと疑われる製品の買上検査により16検体を検査したところ、危険ドラッグ等は検出されなかった。

また、ホームページ及びSNSで県民に対して、危険ドラッグに関する注意喚起を行った。

イ 知事指定薬物の指定

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、令和5年度は5回、15物質を指定した。

なお、すべて大臣指定薬物となったため、当該知事指定薬物は失効している。

(6) 埼玉県薬物乱用対策推進計画

条例で県の責務として「薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること」と定めていることから、「第3次埼玉県薬物乱用防止対策推進計画」(R3～R5)を令和3年4月に策定した。

この計画では、総合目標「県民が安心して暮らすことができる薬物乱用のない社会」を達成するため、3つの基本目標を掲げるとともに、令和5年度末までの数値目標を設定した。

基本目標の下に9施策23取組を位置づけ、関係機関と連携し薬物乱用対策を実施した。

数値目標	目標値 (令和5年度末)	令和5年度末 実績値
①薬物乱用における害の正しい知識の理解度	85%以上	80.2%
②薬物乱用に対する拒絶意識の割合	80%以上	61.5%
③薬物乱用防止指導員の活動率	90%以上	83.2%

また、第4次にあたる計画については、令和6年3月に策定された「第8次埼玉県地域保健医療計画」(R6～R11)に統合された。

この計画では、新たな数値目標を設定した。

数値目標	目標値 (令和11年度末)	令和5年度末 実績値
薬物乱用防止指導員による薬物乱用防止教室 を実施した学校数及び受講者数	230校 65,000人	159校 32,242人

(7)薬物乱用対策総括表

会 議	
埼玉県薬物乱用対策推進会議の開催	令和5年8月28日（書面開催）
月 間 及 び 運 動	
1 不正大麻・けし撲滅運動	5月 1日 ～ 6月30日
2 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	6月20日 ～ 7月19日
3 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動	10月 1日 ～ 11月30日
啓 発 活 動	
1 広 報	
(1) ラジオ、広報紙の活用(FMNACK5、彩の国だより等)	
(2) ホームページによる情報発信	
(3) ポスター、リーフレット、ポケットティッシュ等の作成、配布	
ポケットティッシュ	75,000個
薬物乱用防止啓発用リーフレット	93,500部
(4) ポスターコンクールの実施(一般社団法人埼玉県薬剤師会と共催)	
応募数	2,861点
(5) 学校等へのDVD等の貸出	10件、30本
2 研修会等の開催	
薬物乱用防止指導員研修会	13地区、14回、187人
3 地域、学校における啓発	
(1) 薬物乱用防止指導員地区協議会の運営	13地区、指導員 400人
(2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施	
・ 6. 26ヤング街頭キャンペーン	13地区、21回、626人
(3) 麻薬・覚醒剤乱用防止キャンペーンの実施	81,465人
(4) 薬物乱用防止教室への講師派遣	159回、児童生徒等 32,242人
(5) 県政出前講座(薬物乱用防止対策)	13回、4,075人
取締指導・監督	
1 麻薬等取扱施設の監視指導	
立入検査件数	5,655件
2 危険ドラッグのインターネット監視	随時
買上検査	16検体
3 自生又は不正大麻・けしの除去	
けし	41市町、14,202本
回 復 支 援	
薬物乱用に関する相談指導(薬務課・保健所・県精神保健福祉センター計) 338件	

VII 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行

一般に流通している家庭用品には、いろいろな化学物質が使用されている。消費者保護の立場から使用頻度の高い繊維製品を中心に試買検査を行い、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の未然防止を図った。

試買検査結果

令和5年4月1日～令和6年3月31日

項目 区分		ホルムアルデヒド				計
		生後24か月以内のもの		生後24か月以内を除くもの		
		試験検査件数	基準違反件数	試験検査件数	基準違反件数	
繊維製品	おしめ	1	0	0	0	0 / 1
	おしめカバー	2	0	0	0	0 / 2
	よだれ掛け	5	0	0	0	0 / 5
	下 着	5	0	2	0	0 / 7
	中 衣	10	0	0	0	0 / 10
	外 衣	10	0	0	0	0 / 10
	手 袋	1	0	1	0	0 / 2
	帽 子	1	0	0	0	0 / 1
	くつ下	3	0	1	0	0 / 4
	寝 衣	3	0	2	0	0 / 5
	寝 具	3	0	0	0	0 / 3
計		44	0	6	0	0 / 50

区分 \ 項目		アゾ化合物		計
		アゾ化合物を含有する染料が 使用されている繊維製品		
		試験検査件数	基準違反件数	
繊維製品	寝 具	1	0	0 / 1
	中 衣	2	0	0 / 2
	タオル	2	0	0 / 2
計		5	0	0 / 5

VII 抗毒素類

1 抗毒素類の備蓄

国内において発生する症例が比較的少なく需要が限られている疾病の抗毒素を県内10店舗の医薬品卸売販売業者等に供給委託し、緊急時に供給している。

(1) 備蓄品目

乾燥まむしウマ抗毒素 22本

(2) 供給状況

品目 年度	乾燥まむしウマ抗毒素 (20mL)
元	0
2	0
3	0
4	0
5	0

2 インフルエンザワクチンの安定供給

(1) 安定供給対策の策定

埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策を策定し、関係団体等に協力を依頼した(令和5年10月)。

(2) 医薬品卸売販売業者に対する在庫等調査

購入希望調査

出荷状況調査

在庫調査



IX 献血推進対策

1 献血推進の概要

昭和39年の閣議決定により始められた献血事業は、国、都道府県、市町村、日本赤十字社及び民間の献血団体等の努力により、昭和49年にはすべての輸血用血液製剤を献血により確保する体制が確立された。

また、昭和63年には血液製剤によるHIV感染被害の問題を受け、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」の附帯決議として血液製剤の国内自給を求める国会決議がなされ、平成6年には血液凝固製剤（一部の特殊な製剤を除く）の国内自給が達成された。

しかし、血液凝固製剤以外の血漿分画製剤は輸入に依存していることから、血液製剤の安全性と安定供給の確保を図るためには、すべての血液製剤を献血により自給するための体制づくりが必要となっている。

このような状況の中、平成15年に血液事業の基本理念や関係機関の責務等が規定された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行された。

県では成分献血及び400mL献血を一層推進するために、広報をはじめとした啓発活動を積極的に展開している。また、近年、10代から30代の年代層の献血者数が減少してきていることから、若年層を対象とした啓発活動に努めている。

2 血液事業実施状況

市町村及び埼玉県赤十字血液センターの協力を得て、「埼玉県献血推進計画」を策定し、献血者確保目標を28万人としてその達成に努めたほか、次の事業を実施した。

（1）普及・啓発

ア 彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」（令和5年7月1日～8月31日）

◇運動ポスターの掲示

献血推進ポスターコンクール最優秀賞受賞作品を活用したポスターを作成し、県内中学校や各市町村庁舎、県警察署等に掲示を依頼した。

イ 献血推進ポスターコンクール

【応募総数】 434点

ウ 献血体験動画配信事業

近年献血者が減少している10代から30代の若年層を中心に、今までの手法ではアプローチの難しかった層に対し、献血の意義や方法を伝えることを目的として、若年層に人気の動画を配信している動画クリエイターに県内献血ルームで献血を体験してもらい、その様子をインターネット動画共有サービス「YouTube」上で動画配信した。（公開：平成30年7月30日）

また、当動画にアクセスするQRコードを高校生献血カード及びはたちの献血キャンペーンの啓発資料に印刷し、配布した。

【視聴回数】 約142万回（令和6年9月末現在）

エ 「はたちの献血」キャンペーン

【期 間】 令和6年1月1日～2月28日

【内 容】 期間中、各市町村の成人式会場を中心に、啓発用あぶらとり紙(約4万部)を配布した。

オ 高校献血推進事業

(ア) 高校献血への理解と協力を深めるため、保健所・市町村・血液センターの三者による高校訪問を実施した。

(イ) 高校生献血カード献血推進事業

【期 間】 通年

【内 容】 高校1年生を対象にポイントカードを配布し、献血カードのスタンプが3個、6個、9個集まった献血者に、スタンプの数に応じた記念品を贈呈した。

【結 果】 スタンプ3個押印…442人、6個押印…216人、9個押印…95人

(ウ) 卒業献血キャンペーン

【期 間】 令和6年2月1日～4月30日

【内 容】 県内の全高等学校の高校生を対象に実施し、記念品を贈呈。

【結 果】 参加者:633人

カ 血液に関する出前講座

小学校、中学校、高等学校及び専門学校等の児童、生徒及び保護者などに、血液に関する知識や献血に対する理解を深めることを目的とし、埼玉県赤十字血液センター前所長を講師として派遣した。

【結 果】 11回開催、受講者数:2076人

キ 新社会人応援献血キャンペーン

【期 間】 令和5年4月1日～令和5年6月30日

【内 容】 令和5年度に新たに社会人となった方を対象に実施し、記念品を贈呈した。

【結 果】 参加者:329人

ク 広報の実施状況

ポスター・リーフレット等印刷物の掲示及び配布や、「彩の国だより」等県政広報紙を中心とした活字媒体のほか、薬務課ホームページへの掲載、埼玉県献血マスコット「エビオ君」公式X(旧Twitter)など、あらゆる媒体を活用して随時広報活動を行った。

(2)補助事業

市町村計画献血者確保促進事業費補助事業

県民の医療に必要な血液を献血により確保し、血液製剤の安定供給の促進を図るには、各市町村による計画的な献血者の確保と献血組織の充実が不可欠である。そのために、市町村が実施する献血者確保事業に対し助成を行い、計画的な献血者の確保促進を図った。

3 献血推進状況

令和5年度の献血者数は241,491人で、前年度に比べ2,134人増加した。

成分献血者数は64,121人(前年度比97.7%)、400mL献血者数165,004人(前年度比101.4%)、200mL献血者数12,366人(前年度比111.9%)であった。

(1) 献血量、献血者数等の推移

年度	献血者数(人)		対前年度比	献血量(L)	対前年度比	受付け数(人)	献血目標(人)	目標達成率
元	229,804		102.2%	98,114.0	113.3%	263,333	280,000	94.0%
	内訳	成分 62,809 (26.1%)						
		400mL 154,061 (64.1%)						
		200mL 12,934 (5.4%)						
2	240,447		104.6%	103,611.0	105.6%	274,980	280,000	98.2%
	内訳	成分 70,242 (29.2%)						
		400mL 157,262 (65.3%)						
		200mL 12,943 (5.4%)						
3	240,942		100.2%	104,253.0	100.6%	273,455	280,000	97.7%
	内訳	成分 69,122 (28.7%)						
		400mL 160,624 (67.1%)						
		200mL 11,196 (4.7%)						
4	239,357		99.3%	104,164.9	99.9%	267,906	284,000	94.3%
	内訳	成分 65,630 (27.4%)						
		400mL 162,674 (67.4%)						
		200mL 11,053 (4.6%)						
5	241,491		100.9%	105,285.7	101.1%	268,085	280,000	95.7%
	内訳	成分 64,121 (26.6%)						
		400mL 165,004 (68.3%)						
		200mL 12,366 (5.1%)						

※ 献血目標人数は、献血受付け者の目標数。

※ 「構成比」は端数処理しているため、合計は必ずしも100%にはならない。

(2) 令和5年度月別・献血方法別・献血状況 (単位 人)

月	成分	400mL	200mL	計	対前年度同月比
4	5,211	13,860	832	19,903	101.0%
5	5,569	13,618	825	20,012	97.5%
6	5,135	13,618	911	19,664	99.4%
7	5,461	13,438	1,083	19,982	98.0%
8	5,415	14,315	896	20,626	104.7%
9	5,221	12,742	1,135	19,098	98.1%
10	5,419	13,458	1,227	20,104	99.2%
11	5,415	14,227	1,180	20,822	106.1%
12	5,390	14,305	1,351	21,046	100.9%
1	5,217	14,508	829	20,554	105.1%
2	5,224	12,876	1,095	19,195	99.1%
3	5,444	14,039	1,002	20,485	101.9%
計	64,121	165,004	12,366	241,491	100.9%

(3) 高校生献血実施状況

ア 学校内献血の実施状況

年 度	献血実施高校	高校献血者数
3	68 校	2,589 人
4	75 校	2,924 人
5	79 校	3,099 人

イ 高校生献血者数

年 度	献血者数	対前年度比
3	5,826 人	94.2 %
4	6,230 人	106.9%
5	6,480 人	104.0%

(4) 献血関係表彰者の状況

ア 第54回彩の国さいたま 愛の血液助け合いの集い

令和5年8月8日(火) 埼玉会館 小ホール

(ア) 厚生労働大臣表彰状 3団体

(イ) 厚生労働大臣感謝状 10団体

(ウ) 知事感謝状 23団体

(エ) 献血推進ポスターコンクール受賞者 60名

埼玉県知事賞 4名

埼玉県保健医療部長賞 20名

埼玉県赤十字血液センター所長賞 36名

(オ) 日本赤十字社献血功労章 111組

献血推進者 21名

献血団体 90団体

(カ) 埼玉県赤十字血液センター所長感謝状 99組



4 供給状況

輸血用血液製剤はすべて国内の献血で賄われ、日本赤十字社が製造・供給している。

(単位 換算本数)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
全血製剤	0	0	0	0	0
血液成分製剤	787,273	785,795	800,397	802,594	821,255
計	787,273	785,795	800,397	802,594	821,255



埼玉県献血マスコット「エビオ君」 X(イクス)

https://x.com/abo_saitama

埼玉県の献血は僕に任せて！

埼玉県献血マスコットとして誕生した僕が、埼玉県内の献血バスの運行状況や

県内のイベント・キャンペーンの情報等を発信するよ！

名前の由来は「血液型のA型・B型・O型」♪

誕生日は6月14日📍 世界献血者デーなんだ。

X 医薬品の安全対策

1 薬事相談業務

(1) 年度別相談件数

令和5年4月1日～令和6年3月31日

品目 \ 年度	元	2	3	4	5
医薬品	1,909	1,329	1,626	2,913	3,743
医薬部外品	1	2	2	0	3
化粧品	0	0	0	1	2
医療機器	1	0	2	0	1
漢方・民間薬	1	0	0	0	0
健康食品	14	19	9	6	6
その他	133	104	49	21	28
計	2,059	1,454	1,688	2,941	3,783

(2) 内容別相談件数

内容 \ 区分	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	漢方民間薬	健康食品	その他	計
危被害								0
安全性								
副作用	707	3				1		711
毒性(授乳等)	24							24
誤飲	90					1		91
催奇形性	27			1				28
発がん性	2							2
効能・効果	385							385
使用方法	1,336		1					1,337
医薬品等の照会	43							43
販売・価格	5							5
広告・表示	4							4
品質・成分	22					1		23
鑑別								0
その他	1,098		1			3	28	1,130
計	3,743	3	2	1	0	6	28	3,783

(3)年代別相談件数

令和5年4月1日～令和6年3月31日

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
男	6	44	131	112	166	71	40	15	585
女	6	132	478	346	309	126	136	17	1,550
計	12	176	609	458	475	197	176	32	2,135

XI 温泉法の施行

本県は、温泉資源の乏しい県といわれ、隣接の栃木県、群馬県などに比べると温泉法に基づく申請件数が少ない。平成8年度頃から、温泉資源の開発に対する関心の高まりの中、申請件数は、増加傾向にあったが、平成21年度頃から掘削許可申請が少なくなっている。

なお、令和5年度の埼玉県環境審議会温泉部会の開催状況及び温泉法に係る許可申請状況は、次のとおりである。

1 環境審議会温泉部会の開催状況

開催年月日	内 容
なし	

2 温泉法に係る許可等の状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

申 請 名	件 数
温泉掘削許可申請	0件
温泉増堀許可申請	0件
温泉動力装置許可申請	0件
温泉採取許可申請	2件
可燃性天然ガス濃度確認申請	1件
温泉利用許可申請	34件
温泉採取施設等変更許可	0件
温泉採取の許可を受けた地位の承継承認申請	1件
温泉利用の許可を受けた地位の承継承認申請	6件

XII 災害対策用医薬品等の備蓄等

地震等の災害発生時に必要な医薬品及び医療材料等を迅速に供給するため、埼玉県地域防災計画に基づき、県の防災基地などで災害対策用医薬品等を備蓄するとともに、関係機関とのランニング備蓄の委託、薬剤師の派遣等の協定を締結している。

1 倉庫備蓄

平成8年度からは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発災直後の初動期(2～3日程度)に主として外科的処置に使用する緊急医薬品等医療セット(1,000人分×43セット)を防災基地などに備蓄している。

令和6年4月1日現在

備 蓄 施 設	セット数	所 在 地	電 話
※※中央防災基地	6	川島町上猪111-1	049-297-7416
※※越谷防災基地	2	越谷市北後谷4	048-966-5291
※※新座防災基地	2	新座市新塚5077-5	048-482-2575
*秩父防災基地	—	小鹿野町長留2936-1	0494-22-3701
*熊谷防災基地	—	熊谷市上川上300	048-526-6210
※さいたま県税事務所	2	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5131
※南部保健所	2	川口市前川1-11-1	048-262-6111
※朝霞保健所	2	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468
※春日部保健所	2	春日部市大沼1-76	048-737-2133
※草加保健所	2	草加市西町425-2	048-925-1551
※鴻巣保健所	2	鴻巣市東4-5-10	048-541-0249
※東松山保健所	2	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280
※坂戸保健所	2	坂戸市石井2327-1	049-283-7815
※狭山保健所	2	狭山市稻荷山2-16-1	04-2954-6212
※加須保健所	2	加須市南町5-15	0480-61-1216
※幸手保健所	2	幸手市中1-16-4	0480-42-1101
※熊谷保健所	2	熊谷市末広3-9-1	048-523-2811
※本庄保健所	2	本庄市前原1-8-12	0495-22-6481
※秩父保健所	2	秩父市桜木町8-18	0494-22-3824
※県立総合リハビリテーションセンター	1	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
※県立循環器・呼吸器病センター	1	熊谷市板井1696	048-536-9900
※県立がんセンター	1	伊奈町小室780	048-722-1111
※県立小児医療センター	1	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200
※県立精神医療センター	1	伊奈町小室818-2	048-723-1111
*さいたまスーパーアリーナ	—	さいたま市中央区新都心8	048-601-1122
*埼玉スタジアム2002	—	さいたま市緑区美園2-1	048-812-2002

※： 緊急医薬品等医療セットの備蓄施設

1セットの構成・備蓄品目

ケース	備蓄品目
診療・創傷ケース	聴診器、体温計、血圧計、注射器 他
蘇生・気管ケース	蘇生器、喉頭鏡、気管内チューブ 他
医薬品ケース	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他
衛生材料ケース	包帯、ガーゼ、絆創膏、カット綿 他
事務用品ケース	ボールペン、マジック、カルテ 他

*： 軽治療用医薬品等の備蓄施設

備蓄品目
ポビドンヨード液、オキシドール、脱脂綿、ガーゼ、包帯、三角巾及び油紙

2 ランニング備蓄

ランニング備蓄（流通在庫に上乗せした備蓄）の品目は、医薬品（鎮痛剤、シップ剤、外皮用剤、感冒剤、止瀉^{しや}剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、中枢神経系用薬、循環器官用薬、呼吸器官用薬、ホルモン剤、血液凝固阻止剤、アレルギー用薬及び抗生物質製剤・合成抗菌剤）と衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、包帯及び絆創膏）であり、品目は委託店によって異なる。

3 災害時の供給・応援に関する協定

平成17年度からは、医療救護体制をさらに整備するため、関係団体と協定を締結した。

(1) 災害時の医薬品等の供給に関する協定

地震等の自然災害やテロ、武力攻撃などにより想定を超える被害が発生した場合に備えるため、県と一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会が医薬品等の供給について、協定を締結している。

県は、災害時における医薬品等の供給活動を円滑に実施するため、必要があると認めた場合は、協会に対し災害医療ニーズに対応した医薬品等の迅速な供給を要請することができる。

(2) 災害時の医療救護活動に関する協定

県と一般社団法人埼玉県薬剤師会が災害時の薬剤師の派遣について、協定を締結している。

県は、災害時に設置する救護所、医薬品集積場所等において、調剤、服薬指導、医薬品等の仕分け、管理などの医療救護活動を円滑に実施するため、必要があると認めた場合は、薬剤師会に対し薬剤師の派遣を要請することができる。

(3) 災害時の医療ガス等の供給に関する協定

地震等の大規模災害が発生した場合に備えるため、県と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部が医療ガス等の供給について、協定を締結している。

県は、災害時における医療ガス等の供給活動を円滑に実施するため、必要があると認めた場合は、協会に対し災害医療ニーズに対応した医療ガス等の迅速な供給を要請することができる。

(4)災害時の医療機器等の供給に関する協定

地震等の大規模災害が発生した場合に備えるため、県と埼玉県医療機器販売業協会が医療機器等の供給について、協定を締結している。

県は、災害時における医療機器等の供給活動を円滑に実施するため、必要があると認めた場合は、協会に対し災害医療ニーズに対応した医療機器等の迅速な供給を要請することができる。

XⅢ 業界団体の指導・育成

薬に関する正しい知識の普及を図るため、毎年10月、全国一斉に「薬と健康の週間」(10月17日～23日)が実施されており、この週間の事業の一環として、埼玉県薬事団体連合会と共催で埼玉県薬事衛生大会を次のとおり実施した。

第5 2回埼玉県薬事衛生大会

1 開催日

令和5年10月31日(火)

2 参加者

108名

3 薬事功労者等受賞者数

(1)厚生労働大臣表彰(薬事功労) 2名

(2)知事表彰(薬事功労)

業態別	受賞者数
医薬品販売業等	14名
医薬品等製造業	1名
計	15名

(3)薬事団体連合会会長表彰

業態別	薬事功労	薬事善行	計
医薬品販売業等	13名	12名	25名
医薬品等製造業	15名	45名	60名
計	28名	57名	85名

(4)厚生労働省大臣感謝状(薬物乱用防止功績) 1団体

(5)厚生労働省医薬局長感謝状(薬物乱用防止功績) 2名

XVI A E D（自動体外式除細動器）の普及推進

心臓が心筋梗塞などにより心室細動という致命的な不整脈を起こすと、救命処置が1分遅れるごとに生存率は7～10%ずつ低下するといわれている。

心室細動に対する救命処置としては、救命現場での心臓マッサージや人工呼吸などの心肺蘇生処置と併せて、AED(*1)により電氣的除細動を行うことが極めて効果的である。

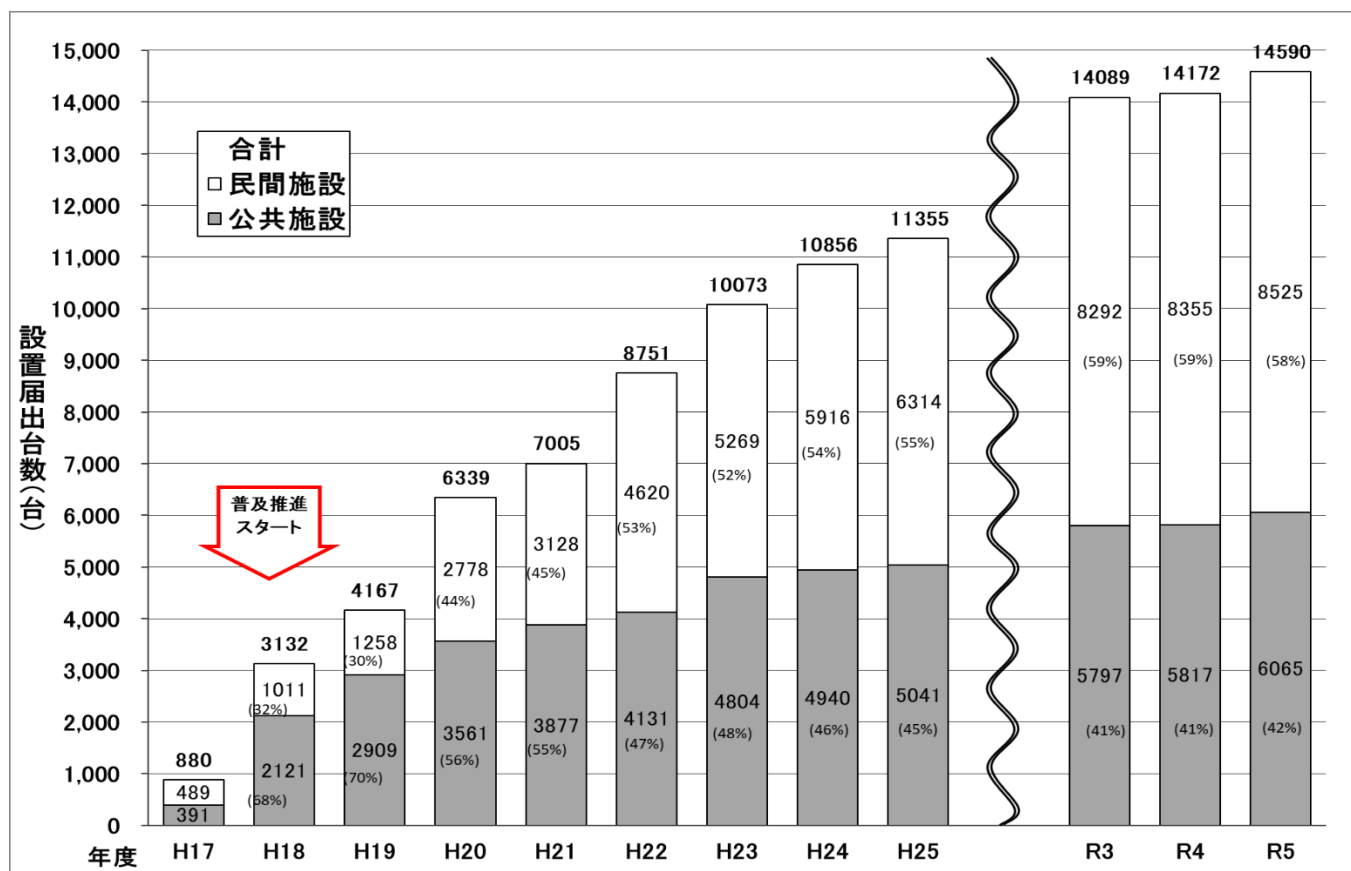
平成16年7月からAEDが一般市民でも使用できるようになったことから、県は、突然の心肺停止から県民の尊い命を救うため、AEDの普及推進に取り組んでいる。

1 A E Dの設置促進

現在、AEDはその必要性が社会的に認知され、学校、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及している。

さらに、AEDの設置が望まれる施設として、①公共施設など多くの県民が利用する施設、②スポーツ施設など心肺停止の発生率が高い施設、③駅や大型商業施設など県民の認知度が高い施設を選び、市町村及び民間事業者等の協力を得てAEDの設置促進を図っている。

AED設置届出台数(累計)



* 1) AED: Automated External Defibrillator の略

2 救命講習の受講促進

AEDを効果的に使用するためには、AEDの操作方法を含めた心肺蘇生法を習得し、繰り返し受講しておくことが大切である。

このため、心肺停止状態の傷病者の救命現場に居合わせた者（バイスタンダー）が迅速かつ適切に救命活動を行えるよう、消防機関や日本赤十字社埼玉県支部と連携し、心臓マッサージ、人工呼吸、AEDの操作方法等を内容とする救命講習の日程を県のホームページで公表して受講促進に努めている。

このような取組により、一般市民による除細動（AEDの使用）の実施件数は年々増加傾向となっている。

救命講習の受講者数

救命講習の受講者数

年次	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
受講者数 (人)	84,380	84,935	91,753	90,174	20,402	14,127	41,158	64,111

心肺機能停止者全搬送人員のうち一般市民による除細動（AEDの使用）実施件数

年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
埼玉県	106	118	109	114	116	131	123	123
全国	1,815	1,968	2,102	2,018	2,168	1,792	1,719	1,970

出典：救急・救助の現況（総務省消防庁）

3 AED設置情報の公表

県では、平成18年12月にAED設置等届出制度を定め、AEDの設置等に関する届出を設置者の方をお願いしている。

さらに、平成19年8月からは、この届出により得られたデータをもとに県独自の「埼玉県AEDマップ（設置情報提供システム）」を運用している。なお、令和6年1月から県庁GIS（地理情報システム）における埼玉県AEDマップへの提供に移行した。

このシステムにより、スマートフォンやパソコンを使って、誰でも、簡単に県内のAEDの設置場所等の情報を把握することができる。

また、スマートフォンのGPS機能を利用して直ぐ近くのAED設置場所を検索できるので、心肺停止者に居合わせた場合でも直ちにAEDを使用して救命活動を行うことができる。

埼玉県AEDマップ



2次元バーコードを読み取ると、埼玉県AEDマップへ直接アクセスできます。

参考資料（主な規則・要綱等）

埼玉県麻薬中毒審査会条例

昭和60年12月23日
条 例 第 5 0 号

埼玉県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

埼玉県麻薬中毒審査会条例

埼玉県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第3項の規定により知事が同項に規定する措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。

附則（略）

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例

平成27年3月17日

条例第19号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例

目次

第一章総則(第1条—第5条)

第二章薬物の濫用の防止に関する基本的な施策(第6条—第10条)

第三章薬物の濫用の防止のための規制(第11条—第18条)

第四章雑則(第19条)

第五章罰則(第20条—第25条)

附則

第一章総則

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用による被害が深刻化している状況を踏まえ、薬物の濫用の防止に関し、県等の責務を明らかにし、基本的な施策及び薬物の依存症からの患者の回復の支援のための施策を定めるとともに、薬物の製造、販売等の規制を行うことにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条に規定する大麻
- 二 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十二条の二に規定する物
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。第十三条第二項において「法」という。)第二条第十五項に規定する指定薬物
- 七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。第十一条第一項において「精神毒性」という。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物

注 令和六年一月三〇日条例第一号により、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行
第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」

に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携協力を図るものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、薬物の濫用の防止に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

（不動産業を営む者等の責務）

第五条 不動産業を営む者又は不動産業を営む者を主たる構成員とする団体は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、薬物の濫用に係る不動産の利用の防止に資する取組を行うよう努めなければならない。

第二章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

（推進体制の整備等）

第六条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携協力を図りながら薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

（調査研究等）

第七条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物に係る試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

2 県は、薬物に関する調査研究並びに薬物に係る試験及び検査について、国、他の地方公共団体その他薬物に関する研究機関に対し協力を求めることができる。

（情報の収集及び提供等）

第八条 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保するため、薬物に関する情報について、収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 県は、薬物に関する情報について、国、他の地方公共団体その他薬物に関する研究機関に対し、その提供を求めることができる。

3 県は、第一項の規定による情報の分析及び評価の結果について、薬物の濫用の防止に関する施策及び薬物の製造、販売等の規制に的確に反映させるものとする。

4 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保するため、県民に対し、必要な情報を提供するものとする。

（教育及び学習の推進）

第九条 県は、県民が薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習の

推進に必要な措置を講ずるものとする。

(薬物の依存症からの回復支援)

第十条 県は、薬物の依存症からの患者の回復に資するため、医療機関その他の関係機関及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携を図るとともに、相談体制及び専門的な治療等に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(知事指定薬物の指定)

第十一条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、最新の科学的知見に基づき精神毒性を有すると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。

注 令和六年一月三〇日条例第一号により、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行

第十一条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県地方薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ埼玉県地方薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、知事は、第一項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を埼玉県地方薬事審議会に報告するものとする。
- 4 第一項の規定による指定は、規則の定めるところにより、その旨を告示することにより行うものとする。

(知事指定薬物の指定の失効等)

第十二条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

注 令和六年一月三〇日条例第一号により、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行

第十二条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

- 2 知事は、前条第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
- 3 前条第四項の規定は、前項の規定による解除について準用する。
- 4 知事指定薬物に関して適用される罰則の規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われる前又は第二項の規定により知事指定薬物の指定を解除する前にした行為についても、これを適用する。

(製造等の禁止)

第十三条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 知事指定薬物(知事指定薬物を含有する物又は植物を含む。以下同じ。)を製造し、又は栽培すること。

- 二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。)
- 三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- 四 知事指定薬物を所持(販売又は授与の目的による所持を除く。)し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。
- 五 知事指定薬物をみだりに使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんすること。

2 前項の規定は、法第七十六条の六第二項の規定による命令を受けた者に係る物品については同項に規定する間、法第七十六条の七の二第二項の規定による命令を受けた者に係る物品については同項に規定する間、これらの命令に係る行為について、適用しない。

(立入調査等)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物(以下この項、次項及び第二十四条において「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査を行う職員は、規則又は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定に違反した者に対し、必要な警告を発することができる。

2 第十三条第一項の規定に違反した者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人の業務に関しては、その法人又は人に対しても、前項の規定による警告を発することができる。

3 第一項の警告は、規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による警告に従わない者に対し、その者が行う第十三条第一項各号に掲げる行為の中止(次項において「知事指定薬物の製造等の中止」という。)を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定に違反した者に対し、前条第一項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

一 県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、前条第一項の規定による警告を発するいとまがないとき。

二 第十三条第一項の規定に違反した者が、過去三年以内に前条第一項の規定による警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第十七条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により県民の健康等に重大な被害が生じ、又は生じる蓋然性が高いと認めるときは、第十一条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、

当該薬物(当該薬物を含有する物又は植物を含む。以下この項及び次条第二項において「勧告対象薬物」という。)を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は勧告対象薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

注 令和六年一月三〇日条例第一号により、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行
第十七条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかにその旨を公表するものとする。

(公安委員会の要請)

第十八条 公安委員会は、第十三条第一項の規定に違反する行為を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 公安委員会は、勧告対象薬物の濫用により県民の健康等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると判断したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に勧告等必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

第四章 雑則

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十条 第十六条の規定による命令(第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項第一号又は第二号の規定に違反してこれらの規定に掲げる行為をした者

二 第十六条の規定による命令(第十三条第一項第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者

第二十二条 第十三条第一項第三号又は第四号の規定に違反してこれらの規定に掲げる行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十六条の規定による命令(第十三条第一項第五号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十四条第一項若しくは第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同条第一項若しくは第二項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同条第一項の規定による知事指定薬物等の提出の要求に応じなかった者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各

本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第五章の規定は、平成二十七年五月一日から施行する。

附 則(令和二年二月七日条例第三号)

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日から施行する。

附 則(令和六年一月三十日条例第一号)

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

平成27年3月17日
規則第8号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(告示)

第1条 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。)第11条第4項(条例第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項を埼玉県報に登載して行うものとする。

- 一 知事指定薬物
- 二 効力発生の日
- 三 その他必要な事項

(製造等の禁止の特例)

第2条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供する場合とする。

- 一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。第4号において「法」という。)第69条第4項に規定する試験の用途

三 条例第14条第1項に規定する試験の用途

四 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

五 犯罪鑑識の用途

六 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途(身分証明書)

第3条 条例第14条第3項の身分を示す証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

(警告書)

第4条 条例第15条第3項の規則で定める様式は、様式第二号のとおりとする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに様式第二号の規定は、同年5月1日から施行する。

様式第一号及び様式第二号(略)

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県環境審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員22人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 環境保全に関する活動を行う団体その他の関係団体の代表者
- 三 県議会の議員
- 四 市町村の長
- 五 公募により募集した者

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（部会）

第8条 審議会は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会の委員の互選により選出する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を

代理する。

5 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

6 第6条第2項及び第3項、前条、次条並びに第10条の規定は、部会に準用する。

7 部会がその議事を議決した場合は、部会長は、速やかに当該議決事項を会長に報告するものとする。

8 第6条第3項の規定にかかわらず、会長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告内容を審査のうえ、審議会に諮る必要があると認めた場合を除き、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある特別委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（議事録）

第10条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

2 部会の庶務は、知事が定める課または所において処理する。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則（略）

平成17年11月25日

規則第184号

改正平成20年5月2日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年埼玉県条例第17号)第6条の規定に基づき、埼玉県地方薬事審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 薬事関係団体を代表する者
- 三 消費者団体を代表する者
- 四 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 特別委員は、当該特別の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 特別委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(小委員会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。

4 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その職

務を代理する。

6 前条第2項から第4項まで、次条及び第9条の規定は、小委員会について準用する。

（会議の公開）

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（議事録）

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、保健医療部薬務課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則（略）

埼玉県薬物乱用対策推進会議設置要綱

（目的）

第1条 麻薬、覚醒剤等薬物乱用対策に関し、関係行政機関の事務の緊密な連絡を図るとともに、その対策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県薬物乱用対策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- （1）薬物乱用対策推進の総合企画及び調整に関すること。
- （2）薬物乱用防止についての啓発及び広報並びに指導に関すること。
- （3）薬物事犯の取締りの強化、薬物による中毒者の医療、更生、保護に関すること。
- （4）その他関係行政機関等の連絡調整及び情報交換に関すること。

（組織）

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）議長1人
- （2）副議長1人
- （3）委員26人以内

（役員）

第4条 議長は、保健医療部長をもってあてる。

2 議長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、保健医療部健康政策局長をもってあてる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員は、別表に定める県職員のほか、次に掲げる者のうちから議長が就任依頼し承諾を得た者をもってあてる。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係行政機関の職員
- （3）関係団体の代表者
- （4）その他適当と認める者

6 前項に定める者のうち、就任の承諾を得た委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会議は、議長が招集する。

2 委員が会議に出席できない場合は、それに代わる有識者又は行政機関の職員等を代理に出席させることができる。

3 会議は、原則として公開とする。

（事務局の設置）

第6条 会議の事務を処理するため、事務局を置き、次の者をもって組織する。

- （1）事務局長1人
- （2）書記若干名

（事務局の職員）

第7条 事務局長は、保健医療部薬務課副課長をもってあてる。

2 書記は、保健医療部薬務課の職員をもってあてる。

（委任規定）

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則（略）

別表

埼玉県総務部学事課長
埼玉県県民生活部青少年課長
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長
埼玉県福祉部社会福祉課長
埼玉県保健医療部疾病対策課長
埼玉県保健医療部薬務課長
埼玉県立精神保健福祉センター センター長
埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
埼玉県警察本部生活安全部少年課長
埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長
埼玉県交通部交通総務課長

埼玉県薬物乱用防止指導員設置要綱

（目的）

第1 覚醒剤、麻薬、大麻、あへん、違法ドラッグなど薬物乱用防止（以下「覚醒剤等薬物乱用防止」という。）の啓発活動を積極的に行うことにより、健康でしあわせな社会づくりをすすめるため、薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（業務）

第2 指導員は、覚醒剤等薬物乱用防止活動として、次のことを行う。

- (1) 地域における各種会合等を活用しての覚醒剤等薬物乱用防止啓発活動
- (2) 覚醒剤等薬物乱用防止に関する相談及び講演等での指導
- (3) 保健所管内薬物乱用防止指導員協議会（以下「保健所管内協議会」という。）が行う覚醒剤等薬物乱用防止啓発活動への参加
- (4) 関係行政機関、関係団体の行う覚醒剤等薬物乱用防止活動への協力
- (5) 関係行政機関、関係団体と地域との相互連絡

（定数）

第3 指導員の定数は400人程度とする。

（委嘱）

第4 指導員は次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 覚醒剤等薬物乱用防止に対し、熱意と理解を有する者。
- (2) その他指導員として適当と認められる者。

2 知事は、指導員としてふさわしくない行為があったときは、委嘱を取り消すことができる。

（任期）

第5 指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。

但し、欠員が生じた場合に補充する指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報告）

第6 指導員は、当該年度ごとに活動状況をまとめ、別紙様式により各年度終了の翌月の10日までに知事に報告するものとし、その提出先は指導員の所属する保健所管内協議会連絡事務所の保健所とする。

また、知事は必要があると認めるときは、その都度、報告を求めることができる。

（報償等）

第7 指導員には、学校や地域における各種講習会等を活用して講演等啓発活動を行った場合は、予算の範囲内で報償等を支払う。

（庶務）

第8 庶務は、埼玉県保健医療部薬務課並びに保健所管内協議会連絡事務所の保健所において行う。

（その他の事項）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（略）

埼玉県献血推進協議会要綱

（設置）

第1条 献血の普及啓発並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、埼玉県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから保健医療部長が選任した者（以下「委員」という。）20人以内をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体の代表者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）その他適当と認められる者

2 協議会に、副会長若干人を置く。

（会長及び副会長）

第3条 会長及び副会長は委員の互選によることとする。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長がその職務を代理する。

（幹事）

第4条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、会長が選任し協議会の事務を行う。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の所掌事務）

第6条 委員は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
- （2）献血の普及啓発に関すること。
- （3）献血組織の育成に関すること。
- （4）輸血用血液製剤等の需給に関すること。
- （5）その他献血制度の推進に関すること。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し主宰する。

2 委員が会議に出席できない場合は、それに代わる関係者が代理に出席することができる。

（部会）

第8条 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて特定の事項ごとに部会を設けることができる。

2 部会は、協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の会議を主宰し、会務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（会議の公開）

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（事務局）

第10条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県保健医療部薬務課に置く。

3 協議会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附則（略）

